投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日
2025年４月21日

Asset Management One

マスターズ・マルチアセット・ファンド
（安定型）／（バランス型）／（積極型）
愛称：みらいへの羅針盤
（安定型）／（バランス型）／（積極型）

追加型投信／内外／資産複合

■この目論見書により行う「マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により、有価証券届出書を2024年７月５日に関東財務局長に提出しており、2024年７月21日にその効力が生じております。

■「マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
【ホームページアドレス】https://www.am-one.co.jp/

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長　　杉原　規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

第一部【証券情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第二部【ファンド情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　第１【ファンドの状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　第２【管理及び運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

　第３【ファンドの経理状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140

第三部【委託会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142

　第１【委託会社等の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142

約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）
（以下、総称して「マスターズ・マルチアセット・ファンド」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）／（バランス型）／（積極型）」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）」は「安定型」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）」は「バランス型」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）」は「積極型」という場合があります。

各ファンドを総称した愛称として「みらいへの羅針盤」または「みらいへの羅針盤（安定型）／（バランス型）／（積極型）」という名称を用いる場合があります。また、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）」の愛称として「みらいへの羅針盤（安定型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）」の愛称として「みらいへの羅針盤（バランス型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）」の愛称として「みらいへの羅針盤（積極型）」を用いる場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：各ファンドにつき、100万円を上限とします。
継続申込期間：各ファンドにつき、2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初自己設定
受益権1口当たり1円とします。
継続申込期間
お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（５）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3％（税抜3.0％）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

当初自己設定：2024年7月22日

継続申込期間：2024年7月22日から2025年9月30日まで

※取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（９）【払込期日】

当初自己設定

委託会社は自らが指定する口座を経由して、当初自己設定にかかる発行価額の総額を受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込みます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手

続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
ただし、海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。
委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。
※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜スイッチングについて＞
「マスターズ・マルチアセット・ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングを行うことができます。
スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金がそのまま買付代金に充当されます。
スイッチングの際には解約時と同様の費用（信託財産留保金）・税金がかかるほか、販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。スイッチングの際のお申込手数料は販売会社へお問い合わせください。
※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。
詳しくは販売会社までお問い合わせください。

○振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）
◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①各ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

②各ファンドは、別に定める投資信託証券（指定投資信託証券）を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

※別に定める投資信託証券については、後掲「（参考）各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

③各ファンドの信託金限度額は、各々5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 世界の様々な資産に分散投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

●主として、投資信託証券への投資を通じて、国内株式、世界株式(*1)、国内債券、世界債券(*2)、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に実質的に投資します。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

(*1)新興国の株式を含みます。

(*2)国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBSを含みます。

●投資対象となる投資信託証券(以下「指定投資信託証券(*3)」といいます。)は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

(*3)すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。

●組入外貨建資産に対しては、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

2 「安定型」、「バランス型」、「積極型」の3つのファンドから選択できます。

●お客さまのリスク許容度に応じて、基準価額の変動リスク(*4)水準の異なる以下の3つのファンドから選択できます。

(*4)基準価額の変動の大きさを表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。

ファンド	基準価額の変動リスク水準
安定型	年率5%程度
バランス型	年率8%程度
積極型	年率11%程度

※基準価額の変動リスクは目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、基準価額の変動リスクは各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、11%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。目標値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

●各ファンド間でスイッチングが可能です。

※スイッチング時には、税金、購入時手数料、信託財産留保額がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

3 各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

●各ファンドの基準価額の変動リスク水準に応じて、長期・中期・短期の見通しを組み合わせ、市場環境の変化に応じた適切な資産配分をめざします。

●長期・中期の市場環境見通し等に基づき、基本資産配分を決定します。基本資産配分は、原則として年1回見直しを行います。

●上記に加え、独自の運用モデルや定性判断等により、短期的な市場環境変化を捉え、各局面に適したポートフォリオの調整を適宜行います。

●なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等にも、必要に応じて配分比率等の見直しを行うことがあります。

※市場環境等によっては、一部の資産への投資割合がゼロとなる場合があります。

運用プロセス

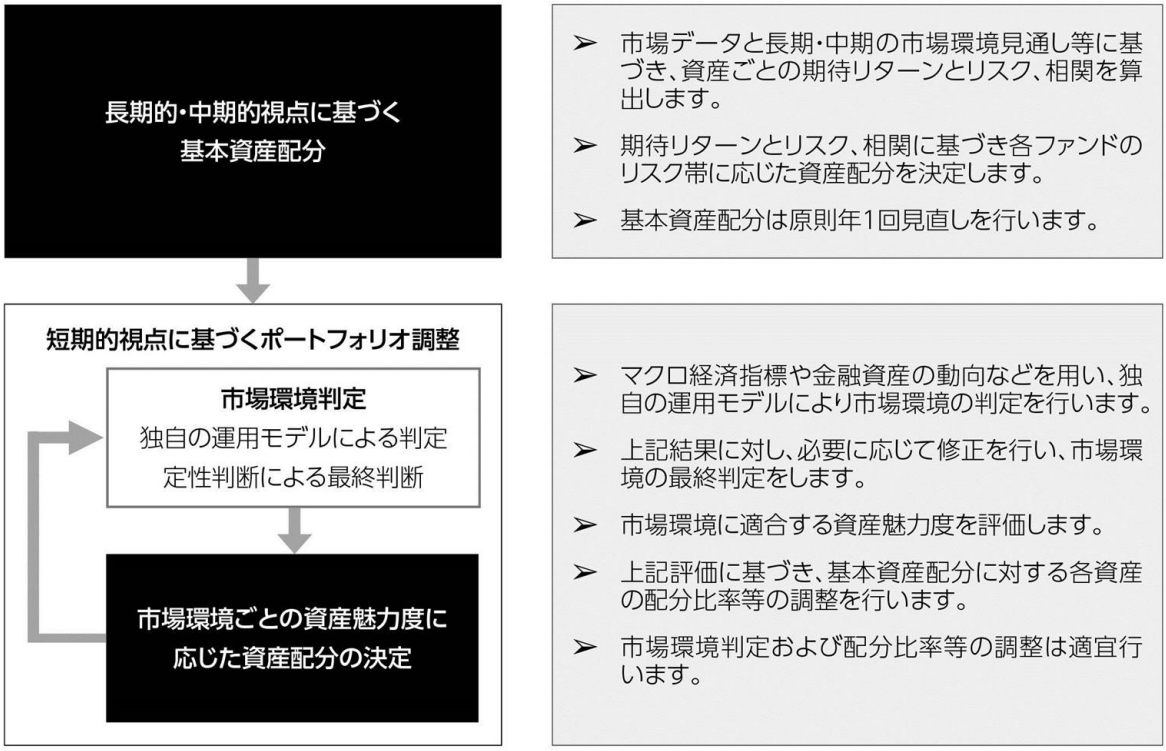

※なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等にも、必要に応じて配分比率等の見直しを行うことがあります。

※運用プロセスは、2025年1月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

▌分配方針

年1回の決算時(毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

＜商品分類＞

・商品分類表

各ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 (　　) 資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

各ファンド

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、 債券、不動産投信、 商品等）資産配分変 更型）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （適時ヘッジ※） なし

（注1）「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注2）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※各ファンドは外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

・属性区分定義

その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、債券、 不動産投信、商品等） 資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信、商品等）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注3）各ファンドは投資信託証券への投資を通じて、株式、債券、不動産投信、商品等を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

2024年7月22日　　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

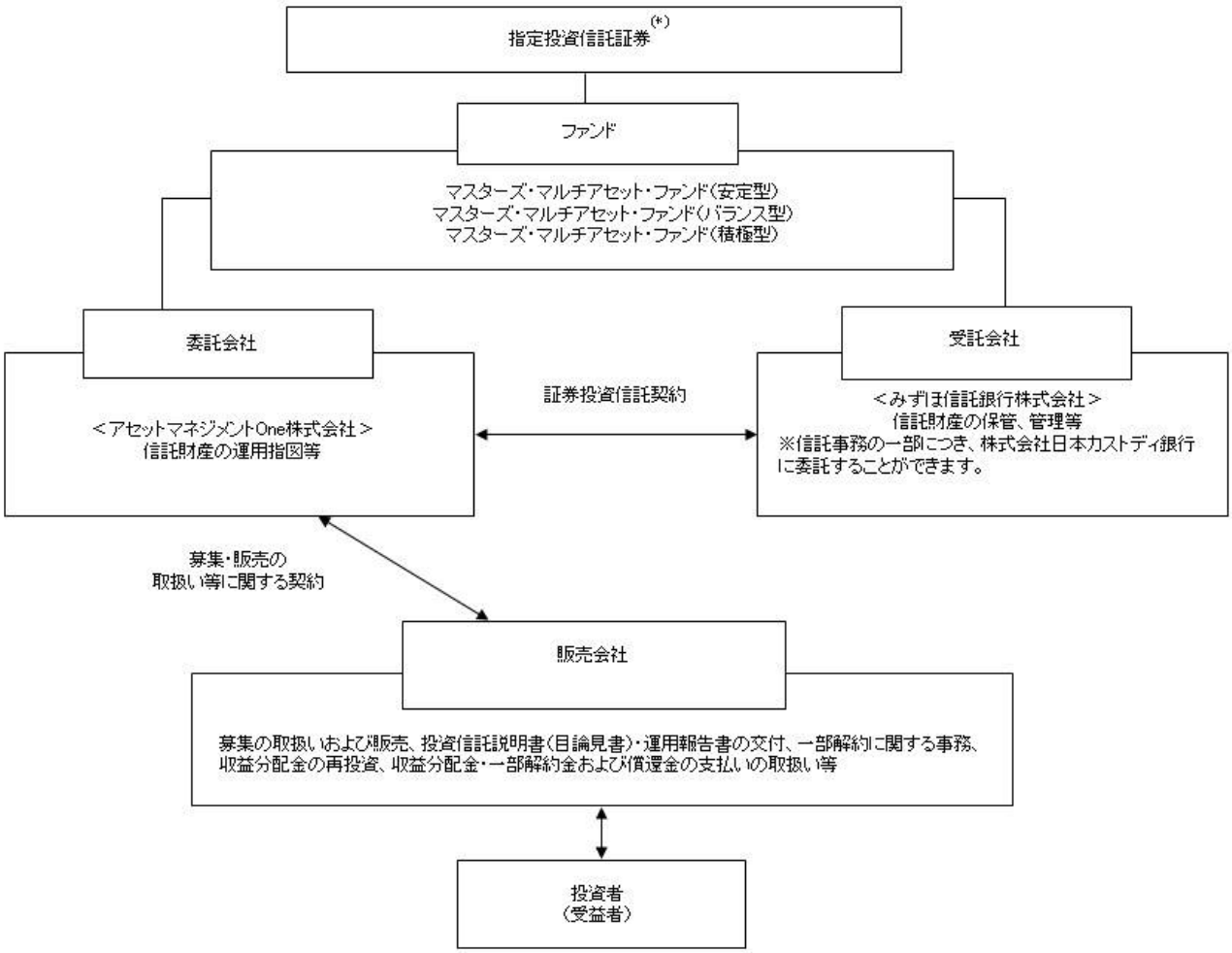

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファンド・オブ・ファンズ方式とは●

各ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

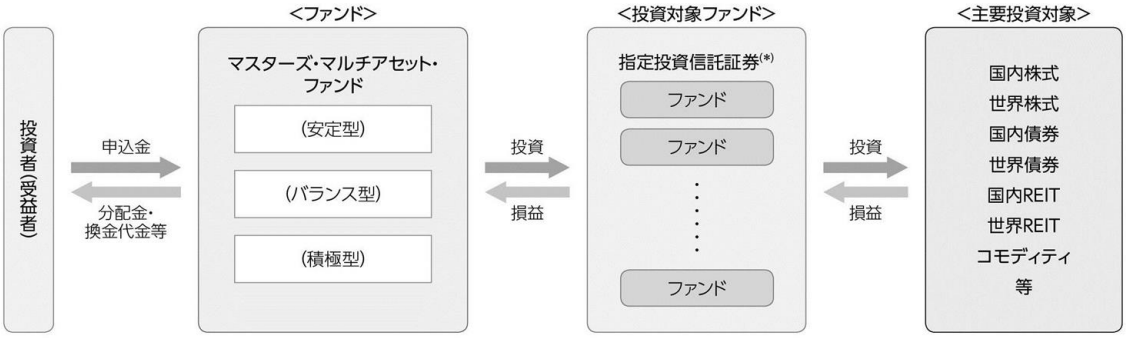

（＊）指定投資信託証券の概要については、後掲「（参考）各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額
20億円（2025年1月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年1月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0％、第一生命ホールディングス株式会社49.0％

２【投資方針】

（１）【投資方針】

＜基本方針＞

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

＜投資対象＞

投資信託証券を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

①主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券（＊1）」といいます。）を通じて実質的に国内株式、世界株式（＊2）、国内債券、世界債券（＊3）、国内ＲＥＩＴ、世界ＲＥＩＴ、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を適宜変更します。なお、上記のほか、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

（＊1）すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。

（＊2）新興国の株式を含みます。

（＊3）国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、ＭＢＳを含みます。

②基準価額の変動リスク（＊4）を（＊＊）程度として、基準価額の上昇をめざします。

（＊＊）は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

安定型	年率5％
バランス型	年率8％
積極型	年率11％

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5％程度、8％程度、11％程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

（＊4）価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

③各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

④指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

⑤組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

⑥ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. 金銭債権
   ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要（2025年4月21日現在）

投資対象とする指定投資信託証券の概要は以下のとおりです。

※すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。

※指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

投資対象資産		投資対象ファンド	運用の方針	信託報酬（税抜）％	運用会社／管理会社
株式	国内株式	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド	主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注1）	---	アセットマネジメントOne株式会社
		ＮＥＸＴ ＦＵＮＤＳ 日経平均高配当株５０指数連動型上場投信	日経平均高配当株 50 指数（以下「対象株価指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を、対象株価指数の算出ルールに基づき計算された対象株価指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。（注2）	0.28	野村アセットマネジメント株式会社
		iシェアーズ ＭＳＣＩ ジャパン高配当利回りＥＴＦ	主として MSCI ジャパン高配当利回り指数（配当込み）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。 （注3）	0.19	ブラックロック・ジャパン株式会社
		グローバルＸ ＭＳＣＩ	信託財産の1口当たりの純	0.39	Global X Japan株式

		スーパーディビィデンドー日本株式 ＥＴＦ	資産額の変動率を「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数（配当込み）」の変動率に一致させることを目的として、当該指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式および不動産投資信託証券に対する投資として運用を行います。（注3）		会社
		iシェアーズ　ＭＳＣＩ 日本株最小分散ＥＴＦ	主として MSCI 日本株最小分散指数（配当込み）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。（注3）	0.19	ブラックロック・ジャパン株式会社
		Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	主として東証スタンダード市場上場株式、東証グロース市場上場株式、名証メイン市場上場株式および東証プライム市場、名証プレミア市場上場の小型株等に投資を行います。	0.05	アセットマネジメントOne株式会社
	海外株式	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	主として海外の株式に投資を行い、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注3）	---	アセットマネジメントOne株式会社
		バンガード・Ｓ＆Ｐ５００ＥＴＦ	主として米国の株式に投資することにより、S&P 500 Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.03	The Vanguard Group, Inc.
		バンガード・米国バリューＥＴＦ	主として米国の大型株の中から割安と判断される銘柄に投資することにより、CRSP US Large Cap Value	0.04	The Vanguard Group, Inc.

			Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注2）		
		バンガード・米国高配当株式ＥＴＦ	主として米国の株式の中から配当利回りが高いと判断される銘柄に投資することにより、FTSE High Dividend Yield Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注2）	0.06	The Vanguard Group, Inc.
		iシェアーズ ＭＳＣＩ ＥＡＦＥバリューＥＴＦ	主として北米を除く先進国の大型および中型株式の中から割安と判断される銘柄に投資することにより、MSCI EAFE Value Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.33	BlackRock Fund Advisors
		バンガード・米国スモールキャップ・バリューＥＴＦ	主として米国の小型株の中から割安と判断される銘柄に投資することにより、CRSP U.S. Small Cap Value Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注2）	0.07	The Vanguard Group, Inc.
		iシェアーズ ＭＳＣＩ インターナショナル バリュー ファクターＥＴＦ	主として米国を除く先進国の株式の中から、同業他社と比較してより高いバリュー特性を示すと判断される銘柄に投資することにより、MSCI World ex USA Enhanced Value Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.30	BlackRock Fund Advisors
		ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド	主として米国の金融商品取引所に上場する株式（ＤＲ等を含みます。）に投資を行い、NASDAQ100®(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。（注5）	---	アセットマネジメントOne株式会社

		バンガード・米国グロースＥＴＦ	主として米国の大型株の中から成長性が高いと判断される銘柄に投資することにより、CRSP US Large Cap Growth Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注2）	0.04	The Vanguard Group, Inc.
		インベスコ ＮＡＳＤＡＱ １００ ＥＴＦ	主として米国のナスダック市場に上場する株式に投資することにより、NASDAQ100 Index®に概ね連動する投資成果をめざします。（注5）	0.15	Invesco Capital Management LLC
		iシェアーズ ＭＳＣＩ ＥＡＦＥグロースＥＴＦ	主として北米を除く先進国の大型および中型株式の中から成長性が高いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI EAFE Growth Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.36	BlackRock Fund Advisors
		バンガード・米国スモールキャップ・グロースＥＴＦ	主として米国の小型株の中から成長性が高いと判断される銘柄に投資することにより、CRSP US Small Cap Growth Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注2）	0.07	The Vanguard Group, Inc.
		iシェアーズ ＭＳＣＩ 米国ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ	主として米国の大型および中型株式の中から価格変動性が低いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI USA Minimum Volatility (USD) Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.15	BlackRock Fund Advisors
		iシェアーズ ＭＳＣＩ ＥＡＦＥ ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ	主として北米を除く先進国の大型および中型株式の中から価格変動性が低いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI EAFE	0.20	BlackRock Fund Advisors

			Minimum Volatility (USD) Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）		
		iシェアーズ ＭＳＣＩ 米国クオリティ・ファクターＥＴＦ	主として米国の大型および中型株式の中から同業他社と比較してより利益の質が高いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI USA Sector Neutral Quality Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.15	BlackRock Fund Advisors
		iシェアーズ ＭＳＣＩ インターナショナル・クオリティ・ファクターＥＴＦ	主として米国を除く先進国の大型および中型株式の中から同業他社と比較してより利益の質が高いと判断される銘柄に投資することにより、MSCI World ex USA Sector Neutral Quality Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.30	BlackRock Fund Advisors
		iシェアーズ ＭＳＣＩ 米国モメンタム・ファクターＥＴＦ	主として米国の大型および中型株式の中から株価が上昇トレンドにあると判断される銘柄に投資することにより、MSCI USA Momentum SR Variant Index (USD)に概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.15	BlackRock Fund Advisors
		iシェアーズ ＭＳＣＩ インターナショナル・モメンタム・ファクターＥＴＦ	主として米国を除く先進国の大型および中型株式の中から株価が上昇トレンドにあると判断される銘柄に投資することにより、MSCI World ex USA Momentum Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注3）	0.30	BlackRock Fund Advisors
		バンガード・スモール	主として米国の小型株に投	0.05	The Vanguard

		キャップＥＴＦ	資することにより、CRSP US Small Cap Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注2）		Group, Inc.
		一般消費財セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から一般消費財セクターに属する銘柄に投資することにより、Consumer Discretionary Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		生活必需品セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から生活必需品セクターに属する銘柄に投資することにより、Consumer Staples Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		エネルギー・セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中からエネルギーセクターに属する銘柄に投資することにより、Energy Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		金融セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から金融セクターに属する銘柄に投資することにより、Financial Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		資本財セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から資本財セクターに属する銘柄に投資することにより、Industrial Select Sector Indexに概ね連動する投資	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.

			成果をめざします。（注4）		
		テクノロジー・セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中からテクノロジーセクターに属する銘柄に投資することにより、Technology Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		ヘルスケア・セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中からヘルスケアセクターに属する銘柄に投資することにより、Health Care Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		公益事業セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から公益セクターに属する銘柄に投資することにより、Utilities Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		素材セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から素材セクターに属する銘柄に投資することにより、Materials Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター ＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中からコミュニケーション・サービスセクターに属する銘柄に投資することにより、Communication Services Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.

		不動産セレクト・セクターＳＰＤＲ ファンド	主としてS&P 500 Indexの採用銘柄の中から不動産セクターに属する銘柄に投資することにより、Real Estate Select Sector Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）	0.08	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド	主として日本を含む世界の中小型株式に投資を行います。	---	アセットマネジメントOne株式会社
	新興国株式	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。（注3）	---	アセットマネジメントOne株式会社
債券	国内債券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	主としてわが国の公社債に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注6）	---	アセットマネジメントOne株式会社
	世界債券	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。（注7）	---	アセットマネジメントOne株式会社
		為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注7）	---	アセットマネジメントOne株式会社
		バンガード・米国短期債券ＥＴＦ	主として残存期間が1-5年の米国の債券に投資するこ	0.03	The Vanguard Group, Inc.

			とにより、Bloomberg U.S. 1-5 Year Government/Credit Float Adjusted Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）		
		ＳＰＤＲポートフォリオ米国短期国債ＥＴＦ	主として残存期間が1-3年の米国国債に投資することにより、Bloomberg 1-3 Year U.S. Treasury Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.03	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		ＳＰＤＲポートフォリオ米国中期国債ＥＴＦ	主として残存期間が3-10年の米国国債に投資することにより、Bloomberg 3-10 Year U.S. Treasury Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.03	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		ＳＰＤＲポートフォリオ米国長期国債ＥＴＦ	主として残存期間が10年以上の米国国債に投資することにより、Bloomberg Long U.S. Treasury Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.03	State Street Global Advisors Funds Management Inc.
		バンガード・超長期米国債ＥＴＦ	主として残存期間が20-30年の米国のストリップス債に投資することにより、Bloomberg U.S. Treasury STRIPS 20-30 Year Equal Par Bond Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.05	The Vanguard Group, Inc.
	新興国債券	エマージング債券パッシブ・マザーファンド	主として新興国の債券に投資し、ＪＰモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。（注9）	---	アセットマネジメントOne株式会社
		ヴァンエックＪ．Ｐ．モル	主として新興国の現地通貨	0.30	Van Eck Associates

		ガンＥＭ現地通貨建て債券ＥＴＦ	建て国債に投資することにより、J.P. Morgan GBI-EM Global Core Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注9）		Corporation
	世界社債	iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債ETF	主として米ドル建て投資適格社債に投資することにより、ICE BofA US Corporate Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注10）	0.04	BlackRock Fund Advisors
		バンガード・米国短期社債ＥＴＦ	主として残存期間が1-5年の米国の投資適格社債に投資することにより、Bloomberg U.S. 1-5 Year Corporate Bond Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.03	The Vanguard Group, Inc.
		バンガード・米国中期社債ＥＴＦ	主として残存期間が5-10年の米国の投資適格社債に投資することにより、Bloomberg U.S. 5-10 Year Corporate Bond Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.03	The Vanguard Group, Inc.
		バンガード・米国長期社債ＥＴＦ	主として残存期間が10年超の米国の投資適格社債に投資することにより、Bloomberg U.S. 10+ Year Corporate Bond Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.03	The Vanguard Group, Inc.
	ハイイールド債券	iシェアーズ ブロード米ドル建てハイイールド社債ＥＴＦ	主として米ドル建てハイイールド社債に投資することにより、ICE BofA US High Yield Constrained Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注10）	0.08	BlackRock Fund Advisors
		iシェアーズ ０－５年ハイイールド社債ＥＴＦ	主として残存期間が0-5年の米ドル建てハイイールド	0.30	BlackRock Fund Advisors

			社債に投資することにより、Markit iBoxx USD Liquid High Yield 0-5 Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注4）		
	物価連動債	シュワブ米国ＴＩＰｓ ＥＴＦ	主として米国の物価連動国債に投資することにより、Bloomberg US Treasury Inflation-Linked Bond Index (Series-L)に概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.03	Charles Schwab Investment Management, Inc.
	ＭＢＳ	iシェアーズ 米国ＭＢＳ ＥＴＦ	主として米国政府機関が発行もしくは保証する投資適格モーゲージ・パススルー証券に投資することにより、Bloomberg US Mortgage Backed Securities Indexに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.04	BlackRock Fund Advisors
		バンガード・米国モーゲージ担保証券ＥＴＦ	主として米国政府機関が発行もしくは保証する投資適格モーゲージ・パススルー証券に投資することにより、Bloomberg U.S. MBS Float Adjusted Indexに連動した投資成果をめざします。（注8）	0.03	The Vanguard Group, Inc.
REIT	国内REIT	J-ＲＥＩＴインデックスファンド・マザーファンド	主として東京証券取引所に上場し、東証ＲＥＩＴ指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券を対象とすることにより、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。（注1）	---	アセットマネジメントOne株式会社
	世界REIT	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券に	---	アセットマネジメントOne株式会社

			投資を行い、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。（注4）		
コモディティ	コモディティ	アバディーン・ブルームバーグ全商品ストラテジーＫ－１フリーＥＴＦ	主としてケイマン籍外国投資法人を通じて、上場商品先物契約に投資することにより、Bloomberg Commodity Index Total Returnに概ね連動する投資成果をめざします。（注8）	0.26	abrdn ETFs Advisors LLC
		ＳＰＤＲゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	主として金現物に投資することにより、LBMA Gold Price PMに概ね連動する投資成果をめざします。（注2）	0.10	WGC USA Asset Management Company, LLC
短期金融資産	短期金融資産	ＤＩＡＭマネーマザーファンド	主として国内短期金融資産に投資を行います。	---	アセットマネジメントOne株式会社

（注1）各指数の指数値および各指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有しています。ＪＰＸは各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

（注2）各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

（注3）各指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は各指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（注4）各指数はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがライセンシーに付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、ライセンシーにより一定の目的でサブライセ

ンスされています。ライセンシーの商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、各指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

（注5）各指数はNasdaq, Inc.（Nasdaq, Inc.およびその関連会社を「Nasdaq社」と総称します。）の登録商標であり、これを利用するライセンスがライセンシーに付与されています。ファンドはNasdaq社によってその合法性または適合性について認定されているものではありません。ファンドは、Nasdaq社によって発行、承認、販売または販売促進されるものではありません。Nasdaq社はファンドに関していかなる保証も行わず、いかなる責任も負いません。

（注6）当指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

（注7）各指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、ファンドのスポンサーではなく、ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。各指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。各指数に対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

（注8）「Bloomberg®」および各指数は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、ライセンシーによる特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはライセンシーとは提携しておらず、また、ライセンシーの商品を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、ライセンシーの商品に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

（注9）各指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注10）ICE Data Indices, LLC（「ICE Data」）、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、明示又は黙示のいずれかを問わず、インデックス、インデックス・データ、及びそれらに含まれ、関連し、又は派生する一切のデータを含めて、商品性又は特定の目的若しくは使用への適合性の保証を含む一切の表明及び保証を否認します。ICE Data、その関係会社又はそれらの第三者サプライヤーは、インデックス、インデックス・データ若しくはそれらの構成要素の適切性、正確性、適時性又は完全性について、なんら損害賠償又は責任を負わず、インデックス、インデックス・データ及びそれらの全ての構成要素は、現状有姿において提供されるものであり、自らの責任において使用いただくものです。ICE Data、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、ライセンシー又はその製品若しくはサービスを後援、推薦又は推奨するものではありません。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

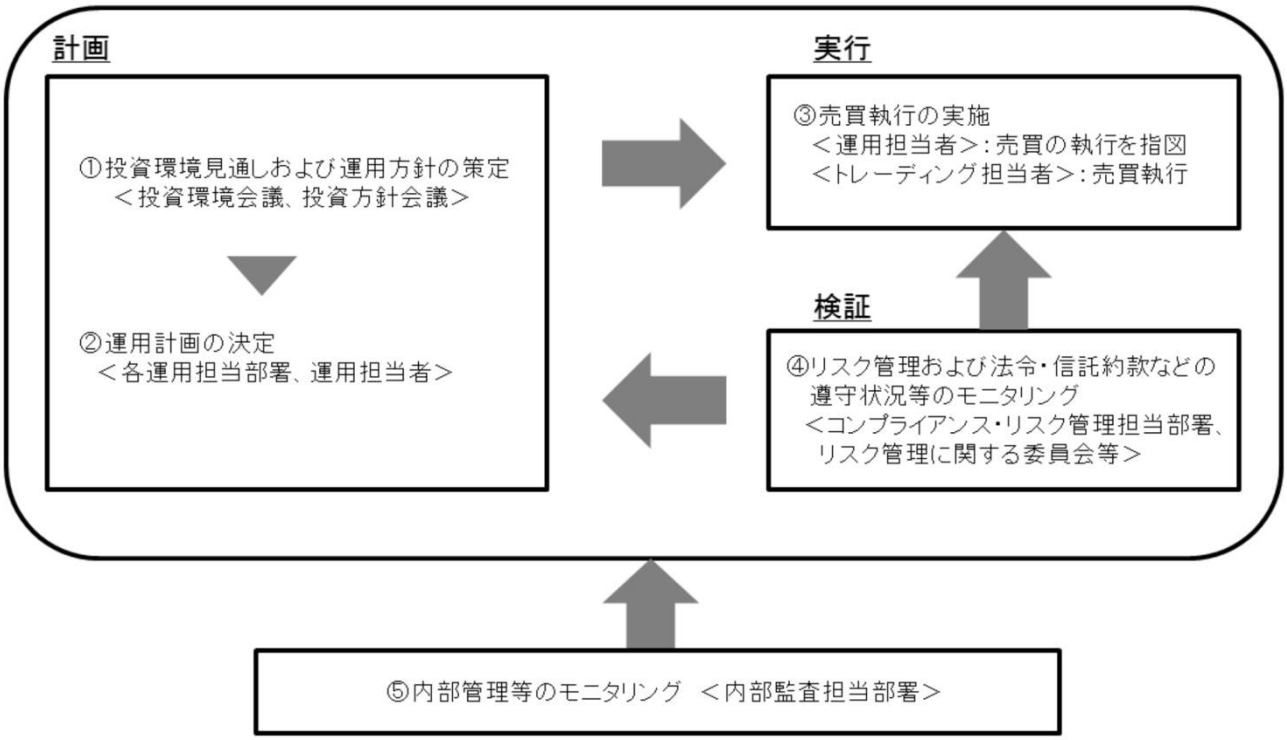

① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年6月28日（休業日の場合は翌営業日。））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

(1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②収益の分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

②デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

④指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑥公社債の借入れの指図および範囲（約款第21条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2)上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3)信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4)上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧外国為替予約取引の指図（約款第23条）

1)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

2)委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑨資金の借入れ（約款第29条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10％以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

３【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各ファンドは、国内外の株式、債券、リートおよびコモディティ等に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

○金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リートおよびコモディティ等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

○不動産投資信託証券（リート）の価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。各ファンドが実質的に投資するリートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

○コモディティ市況の変動リスク

コモディティ価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

コモディティ価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。需給関係は、天候、作況、生産国の政治・経済情勢等の変化、貿易動向等の影響を大きく受けます。各ファンドが、実質的にコモディティに投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が変動します。

○為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドおよび各組入投資信託証券は、各々の運用方針に基づき、実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う場合があります。
為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
為替ヘッジを行う場合は、為替リスクは低減されますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場

合、各ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の株式、債券にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場、債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場、債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

○各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本

のことで、受益者毎に異なります。

・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○各ファンドは、一部マザーファンドに投資を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにおいて信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○「マスターズ・マルチアセット・ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○注意事項

・各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。

・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

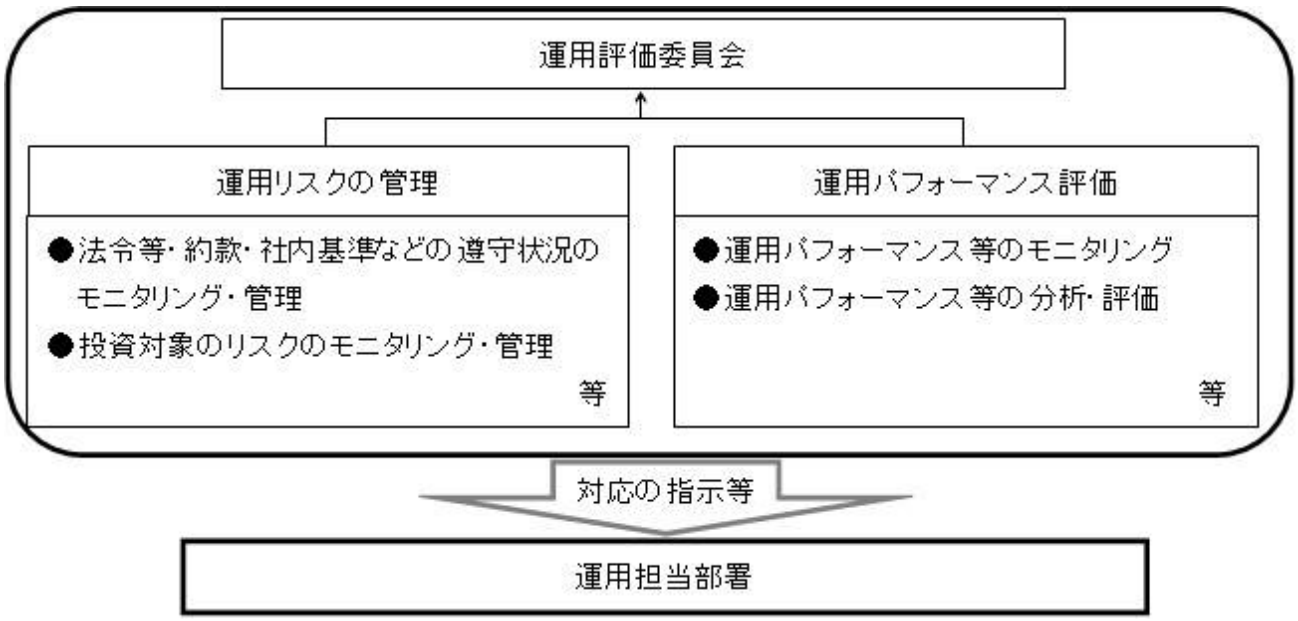

・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

安　定　型

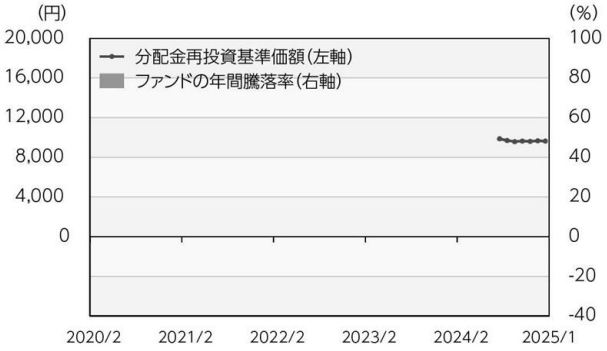

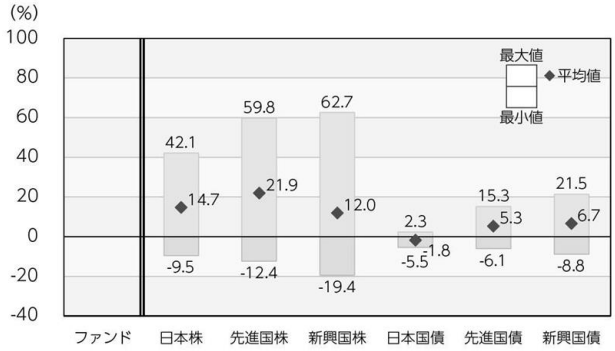

ファンド:2025年1月末現在、設定後1年を経過していないため、データはありません。
代表的な資産クラス:2020年2月～2025年1月

バ　ラ　ン　ス　型

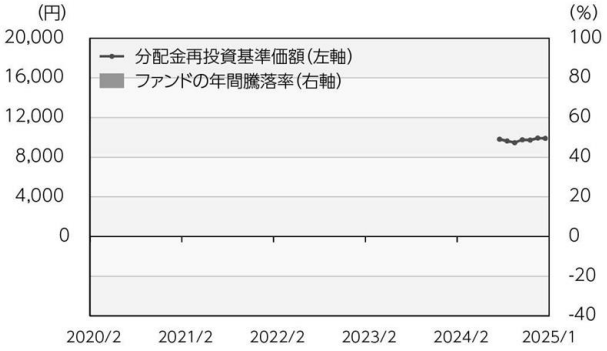

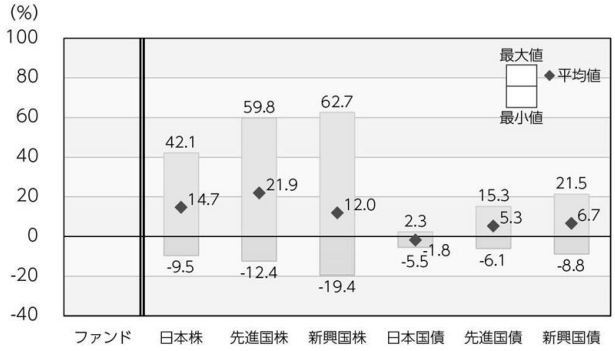

ファンド:2025年1月末現在、設定後1年を経過していないため、データはありません。
代表的な資産クラス:2020年2月～2025年1月

積　極　型

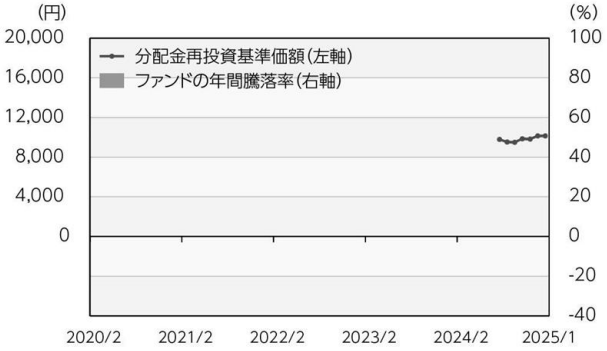

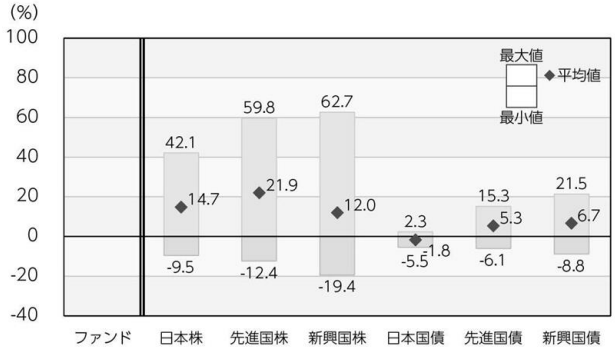

ファンド:2025年1月末現在、設定後1年を経過していないため、データはありません。
代表的な資産クラス:2020年2月～2025年1月

＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
＊ファンドは2025年1月末現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日　本　株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3％（税抜3.0％）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

<table>
<tr><td>各ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.43％（税抜1.30％）
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳（税抜）</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.635％</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.635％</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.030％</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>指定投資信託証券</td><td>指定投資信託証券は、以下の範囲で信託報酬がかかります。
純資産総額に対して、年率0％～0.429％（税抜0.39％）程度
※上記信託報酬は指定投資信託証券によって変動します。
ただし、指定投資信託証券の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して最大年率1.6409％（税抜1.5070％）程度（概算）
※上記は、ファンドの信託報酬率と指定投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率の概算です。指定投資信託証券の信託報酬率は、指定投資信託証券の想定配分比率に基づき、信託報酬率が最大となる条件で算出したものです。</td></tr>
</table>

	この値は目安であり、指定投資信託証券の実際の配分比率が変動する可能性や、指定投資信託証券が変更される可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）**【その他の手数料等】**

・信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④投資対象とする指定投資信託証券でかかる費用等は、間接的に各ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

主な費用
信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。 また、マザーファンドで負担する、有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用を負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が

行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。
買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2025年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について
受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(参考情報)ファンドの総経費率

ファンドが決算を迎えていないため、開示できる情報はありません。(2025年1月末現在)

５【運用状況】

（１）【投資状況】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		164,758	17.07
	内　アメリカ	157,517	16.32
	内　日本	7,241	0.75
親投資信託受益証券		586,896	60.82
	内　日本	586,896	60.82
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		213,270	22.10
純資産総額		964,924	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		3,233,782	19.67
	内　アメリカ	3,219,300	19.59
	内　日本	14,482	0.09
親投資信託受益証券		9,901,351	60.24
	内　日本	9,901,351	60.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,301,350	20.09
純資産総額		16,436,483	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		5,543,394	32.92
	内　アメリカ	5,450,183	32.37
	内　日本	93,211	0.55
親投資信託受益証券		10,122,774	60.11
	内　日本	10,122,774	60.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,173,331	6.97
純資産総額		16,839,499	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		599,745,746,320	97.10
	内　日本	599,745,746,320	97.10
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		17,932,178,099	2.90
純資産総額		617,677,924,419	100.00

その他資産の投資状況

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		17,946,130,000	2.91
	内　日本	17,946,130,000	2.91

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		1,806,253,835,779	96.32
	内　アメリカ	1,355,035,232,736	72.26
	内　イギリス	64,309,168,063	3.43
	内　カナダ	59,218,075,085	3.16
	内　スイス	49,250,943,161	2.63
	内　フランス	46,950,446,940	2.50
	内　ドイツ	43,229,428,413	2.31
	内　アイルランド	33,928,213,441	1.81
	内　オーストラリア	30,317,571,774	1.62
	内　オランダ	29,121,610,760	1.55
	内　スウェーデン	14,541,110,752	0.78
	内　スペイン	12,477,437,478	0.67
	内　デンマーク	12,227,103,641	0.65
	内　イタリア	10,388,949,048	0.55
	内　香港	6,280,104,027	0.33
	内　シンガポール	5,483,520,184	0.29
	内　フィンランド	4,557,248,060	0.24
	内　イスラエル	4,354,568,226	0.23
	内　ジャージィー	3,676,470,021	0.20
	内　ベルギー	3,164,285,012	0.17
	内　ルクセンブルグ	3,123,846,454	0.17
	内　ケイマン諸島	2,923,131,853	0.16
	内　ノルウェー	2,670,882,739	0.14
	内　バミューダ	1,981,586,349	0.11
	内　リベリア	1,774,156,750	0.09
	内　オランダ領キュラソー	1,551,619,639	0.08
	内　ニュージーランド	1,364,152,950	0.07
	内　オーストリア	823,658,896	0.04
	内　パナマ	804,055,929	0.04
	内　ポルトガル	595,090,392	0.03
	内　マン島	130,167,006	0.01
新株予約権証券		0	0.00
	内　カナダ	0	0.00
投資信託受益証券		2,419,060,691	0.13
	内　オーストラリア	1,971,375,036	0.11
	内　シンガポール	447,685,655	0.02
投資証券		30,088,551,764	1.60

	内　アメリカ	28,540,775,508	1.52
	内　フランス	659,050,041	0.04
	内　イギリス	419,654,347	0.02
	内　香港	260,924,821	0.01
	内　カナダ	105,200,860	0.01
	内　ベルギー	102,946,187	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		36,436,853,795	1.94
純資産総額		1,875,198,302,029	100.00

その他資産の投資状況

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		37,150,685,194	1.98
	内　アメリカ	29,293,313,220	1.56
	内　ドイツ	4,655,738,294	0.25
	内　イギリス	1,357,456,568	0.07
	内　カナダ	1,195,328,952	0.06
	内　オーストラリア	648,848,160	0.03

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		480,865,274	96.03
	内　アメリカ	465,079,235	92.88
	内　アイルランド	6,341,970	1.27
	内　オランダ	3,534,429	0.71
	内　ケイマン諸島	2,984,683	0.60
	内　イギリス	2,924,957	0.58
投資信託受益証券		20,274,427	4.05
	内　アメリカ	20,274,427	4.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△398,008	△0.08
純資産総額		500,741,693	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		4,889,428,646	98.54
	内　アメリカ	3,184,093,048	64.17
	内　カナダ	378,212,562	7.62
	内　オーストラリア	279,132,588	5.63
	内　スイス	247,708,075	4.99
	内　日本	214,851,300	4.33
	内　イタリア	178,902,266	3.61
	内　ドイツ	175,799,428	3.54

	内　アイルランド	86,585,704	1.74
	内　イギリス	49,980,943	1.01
	内　イスラエル	48,555,571	0.98
	内　ニュージーランド	45,607,161	0.92
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		72,525,684	1.46
純資産総額		4,961,954,330	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		364,420,897,650	83.42
	内　日本	364,420,897,650	83.42
地方債証券		25,690,648,448	5.88
	内　日本	25,690,648,448	5.88
特殊債券		24,409,271,440	5.59
	内　日本	24,409,271,440	5.59
社債券		20,907,453,800	4.79
	内　日本	20,515,001,800	4.70
	内　フランス	392,452,000	0.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,436,659,805	0.33
純資産総額		436,864,931,143	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		265,257,989,761	98.37
	内　アメリカ	126,242,165,619	46.81
	内　中国	30,181,957,756	11.19
	内　フランス	19,044,713,777	7.06
	内　イタリア	18,002,145,571	6.68
	内　ドイツ	15,003,523,892	5.56
	内　イギリス	13,499,389,013	5.01
	内　スペイン	11,428,380,966	4.24
	内　カナダ	5,196,586,552	1.93
	内　ベルギー	4,120,090,072	1.53
	内　オランダ	3,462,996,274	1.28
	内　オーストラリア	3,225,348,308	1.20
	内　オーストリア	2,891,260,334	1.07
	内　メキシコ	2,002,692,664	0.74
	内　ポルトガル	1,536,307,308	0.57
	内　ポーランド	1,460,671,467	0.54
	内　マレーシア	1,383,282,167	0.51
	内　フィンランド	1,302,452,884	0.48
	内　アイルランド	1,225,020,787	0.45
	内　シンガポール	1,035,918,670	0.38
	内　イスラエル	902,630,382	0.33

	内　ニュージーランド	691,689,433	0.26
	内　デンマーク	576,541,497	0.21
	内　スウェーデン	442,757,664	0.16
	内　ノルウェー	399,466,704	0.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,407,666,785	1.63
純資産総額		269,665,656,546	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		265,655,853,389	97.28
	内　アメリカ	126,297,727,080	46.25
	内　中国	30,176,502,857	11.05
	内　フランス	19,102,755,799	7.00
	内　イタリア	18,016,084,608	6.60
	内　ドイツ	15,101,485,030	5.53
	内　イギリス	13,678,084,718	5.01
	内　スペイン	11,488,213,229	4.21
	内　カナダ	5,196,919,825	1.90
	内　ベルギー	4,048,014,349	1.48
	内　オランダ	3,431,725,355	1.26
	内　オーストラリア	3,250,651,442	1.19
	内　オーストリア	2,854,143,124	1.05
	内　メキシコ	2,000,390,884	0.73
	内　ポルトガル	1,529,165,779	0.56
	内　ポーランド	1,449,930,314	0.53
	内　マレーシア	1,427,067,614	0.52
	内　フィンランド	1,290,456,352	0.47
	内　アイルランド	1,212,034,994	0.44
	内　シンガポール	1,014,849,043	0.37
	内　イスラエル	916,936,811	0.34
	内　ニュージーランド	719,715,512	0.26
	内　デンマーク	579,284,014	0.21
	内　スウェーデン	454,497,018	0.17
	内　ノルウェー	419,217,638	0.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		7,428,449,495	2.72
純資産総額		273,084,302,884	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		1,089,274	98.93
	内　日本	1,089,274	98.93
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		11,823	1.07
純資産総額		1,101,097	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	152,898	1.1618 177,643	1.1462 175,251	－ －	18.16
2	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	66,500	2.4751 164,597	2.4242 161,209	－ －	16.71
3	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	26,773	4.8326 129,385	4.9801 133,332	－ －	13.82
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	9,019	9.5347 85,994	10.3340 93,202	－ －	9.66
5	VANGUARD S&P 500 ETF アメリカ	投資信託受益証券	1	74,191.00 74,191	85,909.00 85,909	－ －	8.90
6	SPDR GOLD MINISHARES TRUST アメリカ	投資信託受益証券	5	7,375.40 36,877	8,553.80 42,769	－ －	4.43
7	ISHARES BROAD USD HIGH YIELD CORPORATE BOND ETF アメリカ	投資信託受益証券	5	5,700.20 28,501	5,767.80 28,839	－ －	2.99
8	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	16,586	1.2058 20,000	1.1978 19,866	－ －	2.06
9	Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） 日本	投資信託受益証券	7,309	0.9878 7,220	0.9907 7,241	－ －	0.75
10	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,555	2.4257 3,772	2.5955 4,036	－ －	0.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	17.07
親投資信託受益証券	60.82
合計	77.90

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	830,700	4.8174 4,001,824	4.9801 4,136,969	－ －	25.17
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	255,380	9.8012 2,503,033	10.3340 2,639,096	－ －	16.06
3	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,962,423	1.1568 2,270,260	1.1462 2,249,329	－ －	13.68
4	VANGUARD S&P 500 ETF アメリカ	投資信託受益証券	18	81,036.50 1,458,657	85,909.38 1,546,369	－ －	9.41
5	SPDR GOLD MINISHARES TRUST アメリカ	投資信託受益証券	76	8,150.18 619,414	8,553.86 650,094	－ －	3.96
6	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	247,954	2.4723 613,034	2.4242 601,090	－ －	3.66
7	HEALTH CARE SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	14	21,942.14 307,190	22,753.71 318,552	－ －	1.94
8	UTILITIES SELECT SECTOR SPDR FUND ETF アメリカ	投資信託受益証券	20	11,874.65 237,493	12,098.00 241,960	－ －	1.47
9	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	55,223	2.3969 132,367	2.5955 143,331	－ －	0.87
10	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	109,815	1.2202 134,000	1.1978 131,536	－ －	0.80
11	REAL ESTATE SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	16	6,208.37 99,334	6,410.37 102,566	－ －	0.62
12	ENERGY SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	7	14,248.14 99,737	13,923.28 97,463	－ －	0.59
13	COMMUNICATION SERVICES SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	5	14,999.60 74,998	15,747.20 78,736	－ －	0.48
14	TECHNOLOGY SELECT SECTOR	投資信	2	35,883.00	35,854.00	－	0.44

	SPDR FUND アメリカ	託受益 証券		71,766	71,708	－	
15	MATERIALS SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信 託受益 証券	4	13,445.25 53,781	13,812.00 55,248	－ －	0.34
16	FINANCIAL SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信 託受益 証券	4	7,643.50 30,574	7,994.75 31,979	－ －	0.19
17	CONSUMER STAPLES SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信 託受益 証券	2	12,325.00 24,650	12,312.50 24,625	－ －	0.15
18	Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） 日本	投資信 託受益 証券	14,618	0.9878 14,440	0.9907 14,482	－ －	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	19.67
親投資信託受益証券	60.24
合計	79.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資 比率 （%）
1	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,024,575	4.8378 4,956,748	4.9801 5,102,485	－ －	30.30
2	VANGUARD S&P 500 ETF アメリカ	投資信 託受益 証券	38	82,273.34 3,126,387	85,909.39 3,264,557	－ －	19.39
3	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	241,127	10.1168 2,439,434	10.3340 2,491,806	－ －	14.80
4	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,903,381	1.1447 2,178,878	1.1462 2,181,655	－ －	12.96
5	SPDR GOLD MINISHARES TRUST アメリカ	投資信 託受益 証券	99	8,031.06 795,075	8,553.86 846,833	－ －	5.03
6	HEALTH CARE SELECT SECTOR	投資信	18	22,649.72	22,753.66	－	2.43

	SPDR FUND アメリカ	託受益 証券		407,695	409,566	－	
7	UTILITIES SELECT SECTOR SPDR FUND ETF アメリカ	投資信託受益証券	25	11,838.04 295,951	12,098.04 302,451	－ －	1.80
8	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	95,964	2.5098 240,851	2.5955 249,074	－ －	1.48
9	REAL ESTATE SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	20	6,407.50 128,150	6,410.35 128,207	－ －	0.76
10	ENERGY SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	9	13,835.33 124,518	13,923.33 125,310	－ －	0.74
11	COMMUNICATION SERVICES SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	7	15,677.85 109,745	15,747.14 110,230	－ －	0.65
12	TECHNOLOGY SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	3	36,117.00 108,351	35,854.00 107,562	－ －	0.64
13	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	38,895	2.4594 95,661	2.4242 94,289	－ －	0.56
14	Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） 日本	投資信託受益証券	94,086	0.9534 89,709	0.9907 93,211	－ －	0.55
15	MATERIALS SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	6	13,720.83 82,325	13,812.16 82,873	－ －	0.49
16	FINANCIAL SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	6	7,933.16 47,599	7,994.83 47,969	－ －	0.28
17	CONSUMER STAPLES SELECT SECTOR SPDR FUND アメリカ	投資信託受益証券	2	12,175.00 24,350	12,312.50 24,625	－ －	0.15
18	ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	2,508	1.2910 3,238	1.3818 3,465	－ －	0.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	32.92
親投資信託受益証券	60.11
合計	93.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	8,014,800	3,224.34 25,842,460,565	2,973.50 23,832,007,800	－ －	3.86
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,524,400	1,451.55 13,825,209,551	1,978.50 18,844,025,400	－ －	3.05
3	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,202,500	2,846.18 14,807,298,238	3,440.00 17,896,600,000	－ －	2.90
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,921,200	2,597.69 10,186,077,207	3,946.00 15,473,055,200	－ －	2.51
5	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,209,300	6,430.78 7,776,744,378	10,930.00 13,217,649,000	－ －	2.14
6	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	3,097,700	2,676.44 8,290,837,255	3,868.00 11,981,903,600	－ －	1.94
7	キーエンス 日本	株式 電気機器	150,800	64,410.42 9,713,092,000	67,250.00 10,141,300,000	－ －	1.64
8	任天堂 日本	株式 その他製品	952,000	8,332.52 7,932,563,183	10,230.00 9,738,960,000	－ －	1.58
9	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,004,200	2,803.09 5,617,958,710	4,307.00 8,632,089,400	－ －	1.40
10	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	319,100	28,615.68 9,131,265,334	26,205.00 8,362,015,500	－ －	1.35
11	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,072,300	6,813.06 7,305,645,609	7,183.00 7,702,330,900	－ －	1.25
12	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,449,700	4,083.68 5,920,121,347	5,160.00 7,480,452,000	－ －	1.21
13	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,948,000	2,813.01 8,292,769,810	2,489.50 7,339,046,000	－ －	1.19
14	三井物産 日本	株式 卸売業	2,343,600	2,973.82 6,969,444,872	3,086.00 7,232,349,600	－ －	1.17
15	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	745,900	6,919.84 5,161,513,049	9,411.00 7,019,664,900	－ －	1.14
16	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	44,979,400	179.61 8,078,914,401	152.70 6,868,354,380	－ －	1.11
17	信越化学工業 日本	株式 化学	1,343,400	5,832.90 7,835,930,522	4,877.00 6,551,761,800	－ －	1.06
18	ＨＯＹＡ	株式	294,500	18,558.60	20,975.00	－	1.00

	日本	精密機器		5,465,508,041	6,177,137,500	－	
19	三菱重工業 日本	株式 機械	2,663,000	1,161.11 3,092,044,449	2,296.00 6,114,248,000	－ －	0.99
20	第一三共 日本	株式 医薬品	1,427,100	4,614.99 6,586,063,918	4,277.00 6,103,706,700	－ －	0.99
21	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	1,112,100	4,605.04 5,121,271,195	5,186.00 5,767,350,600	－ －	0.93
22	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	1,345,500	4,217.50 5,674,651,848	4,209.00 5,663,209,500	－ －	0.92
23	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	3,572,300	1,695.40 6,056,505,943	1,478.50 5,281,645,550	－ －	0.86
24	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	24,194,300	194.01 4,694,011,497	200.20 4,843,698,860	－ －	0.78
25	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	89,700	40,163.99 3,602,710,324	51,030.00 4,577,391,000	－ －	0.74
26	セブン＆アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	1,762,200	2,045.09 3,603,870,501	2,469.50 4,351,752,900	－ －	0.70
27	富士通 日本	株式 電気機器	1,401,300	2,343.67 3,284,188,228	3,018.00 4,229,123,400	－ －	0.68
28	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	475,200	6,500.86 3,089,208,798	8,659.00 4,114,756,800	－ －	0.67
29	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,548,900	2,083.11 3,226,531,611	2,571.50 3,982,996,350	－ －	0.64
30	キヤノン 日本	株式 電気機器	752,100	4,180.47 3,144,134,108	5,018.00 3,774,037,800	－ －	0.61

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
株式	97.10
合計	97.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年1月31日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）
電気機器	国内	17.30
銀行業		8.83
輸送用機器		7.36
情報・通信業		7.34
卸売業		6.30
機械		5.45
サービス業		5.03
化学		4.81
小売業		4.44
医薬品		4.13

保険業		3.06
食料品		2.86
その他製品		2.77
精密機器		2.37
陸運業		2.21
建設業		2.06
不動産業		1.80
電気・ガス業		1.16
その他金融業		1.13
証券、商品先物取引業		0.93
非鉄金属		0.81
鉄鋼		0.81
海運業		0.62
ガラス・土石製品		0.62
ゴム製品		0.57
石油・石炭製品		0.51
金属製品		0.48
繊維製品		0.41
空運業		0.34
鉱業		0.23
倉庫・運輸関連業		0.14
パルプ・紙		0.13
水産・農林業		0.08
合計		97.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	APPLE INC アメリカ	株式 コンピュータ・周辺機器	2,635,025	29,474.16 77,665,153,526	36,691.02 96,681,764,725	－ －	5.16
2	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	4,251,484	12,524.86 53,249,280,385	19,249.69 81,839,789,429	－ －	4.36
3	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア	1,223,807	63,615.07 77,852,577,559	64,086.90 78,430,003,803	－ －	4.18
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小売り	1,637,306	26,939.10 44,107,554,560	36,235.45 59,328,528,211	－ －	3.16
5	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアお	378,848	74,555.48 28,245,198,229	106,093.40 40,193,276,191	－ －	2.14

		よびサービス					
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,017,053	23,132.57 23,527,056,385	31,020.35 31,549,344,198	－ －	1.68
7	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	498,452	30,772.51 15,338,622,554	61,815.24 30,811,930,207	－ －	1.64
8	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス	869,909	23,261.72 20,235,585,950	31,292.15 27,221,323,697	－ －	1.45
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	769,198	20,494.13 15,764,047,090	33,304.37 25,617,657,718	－ －	1.37
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	493,174	28,142.29 13,879,049,227	41,422.75 20,428,627,697	－ －	1.09
11	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	140,058	119,049.32 16,673,810,446	127,131.40 17,805,770,867	－ －	0.95
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サービス	229,406	62,600.98 14,361,041,846	72,945.01 16,734,023,078	－ －	0.89
13	VISA INC アメリカ	株式 金融サービス	289,661	43,364.15 12,560,905,794	52,977.21 15,345,432,060	－ －	0.82
14	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	160,224	80,659.27 12,923,551,667	84,252.37 13,499,252,548	－ －	0.72
15	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	769,857	15,836.67 12,191,977,276	16,920.89 13,026,669,539	－ －	0.69
16	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サービス	143,004	72,252.35 10,332,375,384	87,408.92 12,499,825,810	－ －	0.67
17	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	767,194	9,106.66 6,986,579,633	15,234.51 11,687,831,953	－ －	0.62
18	COSTCO WHOLESALE CORP	株式	76,821	115,049.70	151,188.51	－	0.62

	アメリカ	生活必需品流通・小売り		8,838,233,487	11,614,452,857	－	
19	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	74,451	92,397.41 6,879,079,582	150,297.45 11,189,795,688	－ －	0.60
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売り	172,452	55,679.50 9,602,042,023	64,011.23 11,038,865,498	－ －	0.59
21	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	407,122	24,276.57 9,883,526,067	25,853.12 10,525,376,485	－ －	0.56
22	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	417,379	23,993.81 10,014,513,676	23,607.71 9,853,364,103	－ －	0.53
23	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフトウェア	166,029	44,449.06 7,379,834,333	53,057.51 8,809,086,174	－ －	0.47
24	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	1,211,331	5,299.46 6,419,405,538	7,214.96 8,739,716,340	－ －	0.47
25	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテクノロジー	306,376	27,091.55 8,300,202,956	27,125.62 8,310,641,863	－ －	0.44
26	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	69,429	135,395.88 9,400,400,593	113,326.41 7,868,139,458	－ －	0.42
27	SAP SE ドイツ	株式 ソフトウェア	181,335	27,341.01 4,957,883,130	42,984.49 7,794,593,944	－ －	0.42
28	ORACLE CORP アメリカ	株式 ソフトウェア	288,473	18,487.11 5,333,033,526	26,311.78 7,590,239,092	－ －	0.40
29	CHEVRON CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	301,172	23,360.94 7,035,661,138	24,140.49 7,270,441,943	－ －	0.39
30	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	559,879	18,183.11 10,180,346,574	12,973.51 7,263,597,484	－ －	0.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
株式	96.32
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.13
投資証券	1.60
合計	98.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年1月31日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）
ソフトウェア	外国	8.50
半導体・半導体製造装置		8.45
銀行		5.85
コンピュータ・周辺機器		5.46
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.39
医薬品		4.17
石油・ガス・消耗燃料		3.66
資本市場		3.60
大規模小売り		3.57
金融サービス		3.29
保険		2.95
ヘルスケア機器・用品		2.17
自動車		2.08
航空宇宙・防衛		2.06
ホテル・レストラン・レジャー		1.93
生活必需品流通・小売り		1.83
機械		1.77
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		1.66
専門小売り		1.63
電力		1.52
化学		1.51
バイオテクノロジー		1.51
情報技術サービス		1.43
娯楽		1.37
飲料		1.14
電気設備		1.10
金属・鉱業		1.09
ライフサイエンス・ツール／サービス		0.99
繊維・アパレル・贅沢品		0.97
食品		0.96
専門サービス		0.94
家庭用品		0.91
各種電気通信サービス		0.89
陸上運輸		0.89
通信機器		0.74
総合公益事業		0.65
コングロマリット		0.64
建設関連製品		0.60
商業サービス・用品		0.60
タバコ		0.56
消費者金融		0.50
電子装置・機器・部品		0.49
パーソナルケア用品		0.49
メディア		0.46
商社・流通業		0.44
航空貨物・物流サービス		0.36
建設資材		0.32
建設・土木		0.31
不動産管理・開発		0.27

家庭用耐久財		0.26
無線通信サービス		0.23
容器・包装		0.19
エネルギー設備・サービス		0.19
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		0.16
運送インフラ		0.09
自動車用部品		0.08
ガス		0.07
水道		0.07
ヘルスケア・テクノロジー		0.07
紙製品・林産品		0.07
販売		0.06
旅客航空輸送		0.05
海上運輸		0.04
各種消費者サービス		0.02
合計		96.32

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	APPLE INC アメリカ	株式 コンピュータ・周辺機器	1,188	36,049.70 42,827,052	36,691.02 43,588,936	－ －	8.70
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア	584	65,177.87 38,063,881	64,086.90 37,426,752	－ －	7.47
3	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	1,925	21,208.25 40,825,893	19,249.69 37,055,671	－ －	7.40
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小売り	826	29,858.40 24,663,045	36,235.45 29,930,485	－ －	5.98
5	INVESCO QQQ TRUST SERIES 1 アメリカ	投資信託受益証券 －	251	80,144.34 20,116,230	80,774.60 20,274,427	－ －	4.05
6	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	607	28,355.95 17,212,063	33,304.37 20,215,754	－ －	4.04
7	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアお	171	91,861.66 15,708,344	106,093.40 18,141,973	－ －	3.62

		よびサービス					
8	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	285	35,340.52 10,072,051	61,815.23 17,617,343	－ －	3.52
9	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス	459	26,043.72 11,954,072	31,020.35 14,238,342	－ －	2.84
10	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス	435	26,246.49 11,417,227	31,292.14 13,612,085	－ －	2.72
11	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	86	138,373.02 11,900,080	151,188.51 13,002,212	－ －	2.60
12	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	83	113,613.10 9,429,888	150,297.44 12,474,688	－ －	2.49
13	T-MOBILE US INC アメリカ	株式 無線通信サービス	224	33,407.95 7,483,381	36,193.75 8,107,402	－ －	1.62
14	CISCO SYSTEMS INC アメリカ	株式 通信機器	770	8,442.22 6,500,511	9,338.38 7,190,554	－ －	1.44
15	LINDE PLC アイルランド	株式 化学	92	73,132.28 6,728,170	68,934.45 6,341,970	－ －	1.27
16	PEPSICO INC アメリカ	株式 飲料	265	26,848.71 7,114,909	23,457.91 6,216,348	－ －	1.24
17	INTUITIVE SURGICAL INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・用品	69	76,324.86 5,266,416	89,597.18 6,182,206	－ －	1.23
18	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフトウェア	85	77,880.04 6,619,804	68,875.77 5,854,441	－ －	1.17
19	ADVANCED MICRO DEVICES アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	314	24,801.18 7,787,571	18,355.54 5,763,642	－ －	1.15
20	QUALCOMM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	215	27,294.63 5,868,347	26,551.14 5,708,497	－ －	1.14
21	PALANTIR TECHNOLOGIES INC アメリカ	株式 ソフトウェア	422	12,437.95 5,248,816	12,542.80 5,293,063	－ －	1.06

22	INTUIT INC アメリカ	株式 ソフトウェア	54	95,317.87 5,147,165	93,368.37 5,041,892	－ －	1.01
23	TEXAS INSTRUMENTS INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	176	31,867.39 5,608,662	28,611.24 5,035,579	－ －	1.01
24	AMGEN INC アメリカ	株式 バイオテクノロジー	104	49,373.12 5,134,805	43,861.20 4,561,565	－ －	0.91
25	APPLIED MATERIALS INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	159	32,419.38 5,154,683	28,063.01 4,462,020	－ －	0.89
26	BOOKING HOLDINGS INC アメリカ	株式 ホテル・レストラン・レジャー	6	663,696.83 3,982,181	737,299.66 4,423,798	－ －	0.88
27	HONEYWELL INTERNATIONAL INC アメリカ	株式 コングロマリット	126	33,696.76 4,245,793	34,601.57 4,359,799	－ －	0.87
28	COMCAST CORP-CL A アメリカ	株式 メディア	738	6,428.81 4,744,466	5,134.79 3,789,480	－ －	0.76
29	AUTOMATIC DATA PROCESSING アメリカ	株式 専門サービス	79	45,014.63 3,556,156	46,832.43 3,699,762	－ －	0.74
30	STARBUCKS CORP アメリカ	株式 ホテル・レストラン・レジャー	219	14,643.50 3,206,928	16,832.86 3,686,398	－ －	0.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
株式	96.03
投資信託受益証券	4.05
合計	100.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年1月31日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）
半導体・半導体製造装置	外国	20.44
ソフトウェア		16.54
インタラクティブ・メディアおよびサービス		9.18
コンピュータ・周辺機器		8.70

大規模小売り		7.04
自動車		3.52
娯楽		3.03
ホテル・レストラン・レジャー		2.88
バイオテクノロジー		2.88
生活必需品流通・小売り		2.60
飲料		2.01
ヘルスケア機器・用品		1.89
無線通信サービス		1.62
通信機器		1.44
メディア		1.36
電力		1.35
専門サービス		1.30
化学		1.27
コングロマリット		0.87
商業サービス・用品		0.82
専門小売り		0.75
食品		0.69
陸上運輸		0.61
金融サービス		0.54
情報技術サービス		0.36
機械		0.35
航空宇宙・防衛		0.30
繊維・アパレル・贅沢品		0.30
石油・ガス・消耗燃料		0.29
エネルギー設備・サービス		0.26
商社・流通業		0.26
医薬品		0.25
不動産管理・開発		0.19
電子装置・機器・部品		0.16
合計		96.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	GARTNER INC アメリカ	株式 情報技術サービス	4,134	74,314.80 307,217,402	84,686.32 350,093,260	－ －	7.06
2	HUBSPOT INC アメリカ	株式 ソフトウェア	2,631	108,479.35 285,409,179	119,218.41 313,663,651	－ －	6.32
3	GUIDEWIRE SOFTWARE INC アメリカ	株式 ソフトウェア	7,691	26,571.22 204,359,297	32,666.57 251,238,650	－ －	5.06
4	CASELLA WASTE SYSTEMS INC-A アメリカ	株式 商業サー	14,586	16,351.05 238,496,484	16,818.97 245,321,515	－ －	4.94

		ビス・用品					
5	DOLLARAMA INC カナダ	株式 大規模小売り	16,196	14,769.09 239,200,312	14,856.41 240,614,576	－ －	4.85
6	TRADEWEB MARKETS INC アメリカ	株式 資本市場	9,383	20,126.86 188,850,345	19,756.22 185,372,705	－ －	3.74
7	MONCLER SPA イタリア	株式 繊維・アパレル・贅沢品	18,289	8,021.20 146,699,858	9,781.95 178,902,266	－ －	3.61
8	NEMETSCHEK SE ドイツ	株式 ソフトウェア	9,394	14,793.20 138,967,414	18,714.01 175,799,428	－ －	3.54
9	CLEAN HARBORS INC アメリカ	株式 商業サービス・用品	4,613	36,117.58 166,610,409	36,837.73 169,932,458	－ －	3.42
10	ROLLINS INC アメリカ	株式 商業サービス・用品	21,434	7,286.15 156,171,389	7,678.25 164,575,816	－ －	3.32
11	TYLER TECHNOLOGIES INC アメリカ	株式 ソフトウェア	1,765	91,669.64 161,796,928	92,486.58 163,238,818	－ －	3.29
12	TECHNOLOGY ONE LTD オーストラリア	株式 ソフトウェア	55,002	2,897.19 159,351,321	2,919.24 160,564,120	－ －	3.24
13	MORNINGSTAR INC アメリカ	株式 資本市場	3,044	52,188.07 158,860,497	51,048.38 155,391,271	－ －	3.13
14	STRAUMANN HOLDING AG スイス	株式 ヘルスケア機器・用品	6,225	19,265.42 119,927,264	22,504.59 140,091,091	－ －	2.82
15	CAE INC カナダ	株式 航空宇宙・防衛	36,604	3,499.26 128,086,964	3,759.09 137,597,986	－ －	2.77
16	AVERY DENNISON CORP アメリカ	株式 容器・包装	4,796	28,764.13 137,952,776	28,181.93 135,160,539	－ －	2.72
17	COMFORT SYSTEMS USA INC アメリカ	株式 建設・土木	1,773	68,422.33 121,312,793	67,000.99 118,792,772	－ －	2.39
18	MANHATTAN ASSOCIATES INC アメリカ	株式 ソフトウェア	3,590	43,632.65 156,641,221	33,069.64 118,720,008	－ －	2.39
19	COCHLEAR LTD オーストラリア	株式 ヘルスケア機器・用品	3,877	27,908.71 108,202,090	30,582.52 118,568,468	－ －	2.39
20	カプコン	株式	30,900	3,401.00	3,557.00	－	2.22

	日本	情報・通信業		105,090,900	109,911,300	－	
21	SIG GROUP AG スイス	株式 容器・包装	31,856	2,932.21 93,408,516	3,378.23 107,616,984	－ －	2.17
22	サンリオ 日本	株式 卸売業	18,000	5,130.00 92,340,000	5,830.00 104,940,000	－ －	2.11
23	LINCOLN ELECTRIC HOLDINGS アメリカ	株式 機械	3,375	29,324.71 98,970,905	30,932.32 104,396,610	－ －	2.10
24	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUTIONS INC アメリカ	株式 各種消費者サービス	5,242	16,392.74 85,930,766	19,254.33 100,931,210	－ －	2.03
25	BJ'S WHOLESALE CLUB HOLDINGS INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	6,382	15,270.63 97,457,214	15,441.45 98,547,370	－ －	1.99
26	POOL CORP アメリカ	株式 販売	1,747	52,651.36 91,981,933	53,837.38 94,053,914	－ －	1.90
27	EXPONENT INC アメリカ	株式 専門サービス	6,564	14,040.77 92,163,651	14,244.62 93,501,706	－ －	1.88
28	SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC アメリカ	株式 商社・流通業	4,215	20,536.10 86,559,667	22,168.42 93,439,917	－ －	1.88
29	STERIS PLC アイルランド	株式 ヘルスケア機器・用品	2,529	31,556.22 79,805,696	34,237.13 86,585,704	－ －	1.74
30	BIO-TECHNE CORP アメリカ	株式 ライフサイエンス・ツール／サービス	6,810	11,024.75 75,078,599	11,236.32 76,519,385	－ －	1.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
株式	98.54
合計	98.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年1月31日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）
情報・通信業	国内	2.22

卸売業		2.11
ソフトウェア	外国	25.83
商業サービス・用品		12.81
情報技術サービス		8.98
ヘルスケア機器・用品		7.88
資本市場		6.87
容器・包装		4.89
大規模小売り		4.85
繊維・アパレル・贅沢品		3.61
航空宇宙・防衛		2.77
建設・土木		2.39
機械		2.10
各種消費者サービス		2.03
生活必需品流通・小売り		1.99
販売		1.90
専門サービス		1.88
商社・流通業		1.88
ライフサイエンス・ツール／サービス		1.54
合計		98.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	３５０回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	6,800,000,000	99.02 6,733,360,000	97.95 6,661,008,000	0.1 2028/3/20	1.52
2	３４９回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	6,050,000,000	99.05 5,992,679,000	98.16 5,939,224,500	0.1 2027/12/20	1.36
3	３４８回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	5,570,000,000	99.49 5,541,832,000	98.36 5,478,819,100	0.1 2027/9/20	1.25
4	３４５回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	5,060,000,000	99.61 5,040,302,000	98.90 5,004,643,600	0.1 2026/12/20	1.15
5	１５０回　利付国庫債券 （５年） 日本	国債証券	4,570,000,000	99.17 4,532,081,000	98.73 4,511,961,000	0.005 2026/12/20	1.03
6	３４６回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	4,540,000,000	99.84 4,533,008,400	98.73 4,482,523,600	0.1 2027/3/20	1.03
7	３４７回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	4,500,000,000	99.73 4,488,030,000	98.55 4,434,840,000	0.1 2027/6/20	1.02
8	３５７回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	4,200,000,000	97.92 4,112,651,000	96.21 4,041,114,000	0.1 2029/12/20	0.93
9	３７０回　利付国庫債券	国債証	4,150,000,000	97.91	95.59	0.5	0.91

	（１０年） 日本	券		4,063,265,000	3,967,275,500	2033/3/20	
10	３６３回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	4,170,000,000	96.90 4,040,730,000	94.80 3,953,326,800	0.1 2031/6/20	0.90
11	３６０回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	4,100,000,000	97.82 4,010,661,000	95.58 3,919,067,000	0.1 2030/9/20	0.90
12	３６１回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	4,100,000,000	97.57 4,000,370,000	95.34 3,909,268,000	0.1 2030/12/20	0.89
13	３６６回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	4,040,000,000	97.01 3,919,204,000	94.61 3,822,526,800	0.2 2032/3/20	0.87
14	３７４回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,900,000,000	99.13 3,866,440,000	96.87 3,777,930,000	0.8 2034/3/20	0.86
15	３６７回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,970,000,000	96.33 3,824,444,000	94.31 3,744,107,000	0.2 2032/6/20	0.86
16	３６２回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,910,000,000	97.30 3,804,430,000	95.08 3,717,667,100	0.1 2031/3/20	0.85
17	３５９回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,850,000,000	98.04 3,774,540,000	95.82 3,689,224,000	0.1 2030/6/20	0.84
18	３５５回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,730,000,000	98.61 3,678,170,000	96.69 3,606,648,900	0.1 2029/6/20	0.83
19	１６３回　利付国庫債券 （５年） 日本	国債証券	3,650,000,000	99.88 3,645,810,000	98.53 3,596,600,500	0.4 2028/9/20	0.82
20	３５３回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,690,000,000	98.83 3,646,900,800	97.20 3,586,790,700	0.1 2028/12/20	0.82
21	３４４回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,570,000,000	99.92 3,567,215,400	99.08 3,537,227,400	0.1 2026/9/20	0.81
22	１４７回　利付国庫債券 （５年） 日本	国債証券	3,350,000,000	99.58 3,336,141,000	99.35 3,328,292,000	0.005 2026/3/20	0.76
23	３５１回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,400,000,000	99.18 3,372,224,000	97.71 3,322,310,000	0.1 2028/6/20	0.76
24	３５２回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,370,000,000	99.00 3,336,300,000	97.46 3,284,503,100	0.1 2028/9/20	0.75
25	３５６回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,400,000,000	98.51 3,349,652,000	96.44 3,279,164,000	0.1 2029/9/20	0.75
26	３７６回　利付国庫債券	国債証	3,300,000,000	98.39	97.15	0.9	0.73

	（１０年） 日本	券		3,247,161,000	3,206,247,000	2034/9/20	
27	１４９回　利付国庫債券 （５年） 日本	国債証券	3,180,000,000	99.25 3,156,150,000	98.92 3,145,942,200	0.005 2026/9/20	0.72
28	３４３回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	3,090,000,000	99.94 3,088,146,000	99.27 3,067,443,000	0.1 2026/6/20	0.70
29	４６４回　利付国庫債券 （２年） 日本	国債証券	3,000,000,000	99.99 2,999,853,000	99.57 2,987,130,000	0.4 2026/9/1	0.68
30	３７５回　利付国庫債券 （１０年） 日本	国債証券	2,880,000,000	101.69 2,928,778,000	99.19 2,856,931,200	1.1 2034/6/20	0.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	83.42
地方債証券	5.88
特殊債券	5.59
社債券	4.79
合計	99.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証券	1,312,655,000	101.77 1,335,975,653	98.96 1,299,015,700	4.375 2034/5/15	0.48
2	US T N/B 3.875 08/15/34 アメリカ	国債証券	1,235,440,000	99.80 1,233,085,793	95.05 1,174,343,635	3.875 2034/8/15	0.44
3	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証券	1,173,668,000	98.25 1,153,190,790	97.95 1,149,690,322	4.125 2032/11/15	0.43
4	US T N/B 4.0 02/15/34 アメリカ	国債証券	1,158,225,000	97.94 1,134,475,803	96.25 1,114,882,043	4 2034/2/15	0.41
5	US T N/B 4.5 11/15/33 アメリカ	国債証券	1,081,010,000	100.86 1,090,338,875	100.06 1,081,664,519	4.5 2033/11/15	0.40
6	US T N/B 2.75 08/15/32 アメリカ	国債証券	1,210,731,200	89.86 1,088,012,728	89.20 1,080,033,710	2.75 2032/8/15	0.40
7	CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26 中国	国債証券	1,057,995,000	100.02 1,058,258,315	101.36 1,072,469,217	2.18 2026/8/15	0.40
8	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26	国債証券	1,047,415,050	100.31	101.31	2.3	0.39

	中国			1,050,701,183	1,061,154,516	2026/5/15	
9	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証券	1,291,034,800	80.82 1,043,475,085	82.17 1,060,968,369	1.25 2031/8/15	0.39
10	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証券	1,081,010,000	96.78 1,046,214,604	95.70 1,034,539,239	3.875 2033/8/15	0.38
11	CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/12/26 中国	国債証券	986,051,340	101.31 999,041,279	102.23 1,008,076,374	2.69 2026/8/12	0.37
12	US T N/B 2.875 05/15/32 アメリカ	国債証券	1,088,731,500	90.28 982,990,571	90.34 983,579,600	2.875 2032/5/15	0.36
13	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証券	1,133,516,200	83.71 948,943,022	84.85 961,894,758	1.625 2031/5/15	0.36
14	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証券	1,034,681,000	93.91 971,684,824	92.41 956,231,160	3.375 2033/5/15	0.35
15	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証券	1,093,364,400	83.71 915,285,278	84.66 925,750,783	1.875 2032/2/15	0.34
16	US T N/B 3.75 04/15/26 アメリカ	国債証券	926,580,000	98.40 911,812,631	99.44 921,440,371	3.75 2026/4/15	0.34
17	US T N/B 3.5 02/15/33 アメリカ	国債証券	965,187,500	94.12 908,501,780	93.50 902,544,570	3.5 2033/2/15	0.33
18	US T N/B 0.75 04/30/26 アメリカ	国債証券	926,580,000	92.22 854,516,684	95.82 887,906,142	0.75 2026/4/30	0.33
19	US T N/B 6.25 05/15/30 アメリカ	国債証券	812,147,370	111.82 908,208,160	108.96 884,955,113	6.25 2030/5/15	0.33
20	US T N/B 0.75 03/31/26 アメリカ	国債証券	883,339,600	92.49 817,054,625	96.10 848,903,152	0.75 2026/3/31	0.31
21	US T N/B 0.75 05/31/26 アメリカ	国債証券	869,440,900	91.97 799,630,906	95.55 830,774,548	0.75 2026/5/31	0.31
22	US T N/B 1.125 02/29/28 アメリカ	国債証券	849,365,000	91.41 776,430,027	91.09 773,735,017	1.125 2028/2/29	0.29
23	US T N/B 1.625 05/15/26 アメリカ	国債証券	798,403,100	93.93 749,968,724	96.78 772,704,499	1.625 2026/5/15	0.29
24	US T N/B 2.625 02/15/29 アメリカ	国債証券	823,111,900	92.69 762,958,941	93.82 772,294,384	2.625 2029/2/15	0.29
25	US T N/B 1.875 02/28/27 アメリカ	国債証券	804,580,300	92.98 748,102,532	95.38 767,478,460	1.875 2027/2/28	0.28
26	US T N/B 0.5 02/28/26 アメリカ	国債証券	798,403,100	92.19 736,121,419	96.08 767,140,347	0.5 2026/2/28	0.28
27	US T N/B 2.875 05/15/52 アメリカ	国債証券	1,082,554,300	73.04 790,761,264	70.34 761,572,717	2.875 2052/5/15	0.28
28	US T N/B 4.25 02/28/29 アメリカ	国債証券	761,339,900	98.44 749,510,254	99.79 759,748,820	4.25 2029/2/28	0.28
29	CHINA GOVERNMENT BOND 2.39 11/15/26 中国	国債証券	740,596,500	100.68 745,669,873	101.98 755,301,265	2.39 2026/11/15	0.28
30	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68 05/21/30 中国	国債証券	710,972,640	101.61 722,423,446	106.18 754,960,303	2.68 2030/5/21	0.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.37
合計	98.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証券	1,405,313,000	102.35 1,438,442,997	98.96 1,390,710,925	4.375 2034/5/15	0.51
2	CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28 中国	国債証券	1,311,913,800	104.45 1,370,312,525	105.45 1,383,478,960	3.01 2028/5/13	0.51
3	US T N/B 3.875 08/15/34 アメリカ	国債証券	1,389,870,000	98.09 1,363,326,827	95.05 1,321,136,592	3.875 2034/8/15	0.48
4	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証券	1,389,870,000	82.81 1,150,957,323	82.17 1,142,190,829	1.25 2031/8/15	0.42
5	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証券	1,111,896,000	99.25 1,103,612,431	97.95 1,089,180,307	4.125 2032/11/15	0.40
6	US T N/B 3.5 02/15/33 アメリカ	国債証券	1,142,782,000	95.40 1,090,287,444	93.50 1,068,612,773	3.5 2033/2/15	0.39
7	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証券	1,096,453,000	97.87 1,073,129,832	95.70 1,049,318,371	3.875 2033/8/15	0.38
8	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証券	1,232,351,400	85.91 1,058,755,884	84.66 1,043,430,968	1.875 2032/2/15	0.38
9	US T N/B 4.5 11/15/33 アメリカ	国債証券	1,019,238,000	102.42 1,043,956,309	100.06 1,019,855,116	4.5 2033/11/15	0.37
10	CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34 中国	国債証券	952,195,500	100.17 953,870,094	104.24 992,568,970	2.11 2034/8/25	0.36
11	CHINA GOVERNMENT BOND 3.72 04/12/51 中国	国債証券	721,552,590	128.36 926,188,670	136.72 986,559,735	3.72 2051/4/12	0.36
12	US T N/B 4.625 06/30/26 アメリカ	国債証券	972,909,000	100.91 981,823,107	100.54 978,229,595	4.625 2026/6/30	0.36
13	US T N/B 0.875 11/15/30 アメリカ	国債証券	1,187,566,700	82.38 978,337,665	82.34 977,933,338	0.875 2030/11/15	0.36
14	CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31 中国	国債証券	931,035,600	101.00 940,405,415	103.51 963,736,363	2.12 2031/6/25	0.35
15	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証券	1,019,238,000	94.80 966,294,210	92.41 941,959,056	3.375 2033/5/15	0.34
16	US T N/B 4.0 02/15/34 アメリカ	国債証券	957,466,000	99.38 951,545,907	96.25 921,635,821	4 2034/2/15	0.34
17	US T N/B 3.5 09/30/26	国債証	926,580,000	98.87	98.88	3.5	0.34

	アメリカ	券		916,121,181	916,228,359	2026/9/30	
18	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26 中国	国債証券	899,295,750	101.00 908,308,761	101.31 911,092,262	2.3 2026/5/15	0.33
19	CHINA GOVERNMENT BOND 3.03 03/11/26 中国	国債証券	850,627,980	102.29 870,170,392	102.08 868,377,438	3.03 2026/3/11	0.32
20	US T N/B 4.375 07/31/26 アメリカ	国債証券	849,365,000	100.59 854,440,687	100.23 851,388,874	4.375 2026/7/31	0.31
21	US T N/B 4.125 11/30/29 アメリカ	国債証券	849,365,000	98.59 837,441,918	99.16 842,298,019	4.125 2029/11/30	0.31
22	US T N/B 2.75 08/15/32 アメリカ	国債証券	938,934,400	89.71 842,379,924	89.20 837,577,163	2.75 2032/8/15	0.31
23	US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ	国債証券	1,003,795,000	84.38 847,072,715	82.99 833,130,245	1.125 2031/2/15	0.31
24	US T N/B 1.375 11/15/31 アメリカ	国債証券	1,003,795,000	83.64 839,666,139	82.25 825,640,990	1.375 2031/11/15	0.30
25	US T N/B 4.25 11/15/34 アメリカ	国債証券	818,479,000	99.27 812,584,434	97.86 801,022,381	4.25 2034/11/15	0.29
26	US T N/B 4.25 06/30/29 アメリカ	国債証券	787,593,000	101.15 796,726,603	99.73 785,470,191	4.25 2029/6/30	0.29
27	US T N/B 4.625 04/30/29 アメリカ	国債証券	772,150,000	102.20 789,177,612	101.20 781,485,169	4.625 2029/4/30	0.29
28	US T N/B 4.5 05/31/29 アメリカ	国債証券	772,150,000	101.91 786,924,361	100.73 777,820,475	4.5 2029/5/31	0.28
29	US T N/B 4.75 11/15/53 アメリカ	国債証券	776,782,900	105.53 819,772,372	99.37 771,958,347	4.75 2053/11/15	0.28
30	US T N/B 4.125 10/31/26 アメリカ	国債証券	772,150,000	99.90 771,404,466	99.84 770,973,675	4.125 2026/10/31	0.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	97.28
合計	97.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	新光小型株マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	149,363	7.3645 1,099,988	7.2928 1,089,274	－ －	98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.93
合計	98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
該当事項はありません。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
該当事項はありません。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）
該当事項はありません。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
該当事項はありません。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
該当事項はありません。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
該当事項はありません。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）
該当事項はありません。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年1月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０７０３月	買建	643	17,635,007,190	17,946,130,000	2.91

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	シカゴ商品取引所	S&P500 EMINI FUT Mar25	買建	622	29,002,119,240	29,293,313,220	1.56
	ＥＵＲＥＸ取引所	DJ EURO STOXX 50 Mar25	買建	548	4,427,141,105	4,655,738,294	0.25
	ＩＣＥ－ＥＵ	FTSE 100 INDEX FUTURE Mar25	買建	82	1,307,273,085	1,357,456,568	0.07
	モントリオール取引所	S&P/TSE 60 IX FUT Mar25	買建	36	1,154,557,764	1,195,328,952	0.06
	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTURES Mar25	買建	32	636,039,928	648,848,160	0.03

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
該当事項はありません。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）

直近日（2025年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
2024年7月末日	0.987866	－	0.9879	－
8月末日	0.970616	－	0.9706	－
9月末日	0.959980	－	0.9600	－
10月末日	0.963709	－	0.9637	－
11月末日	0.962654	－	0.9627	－
12月末日	0.968918	－	0.9689	－
2025年1月末日	0.964924	－	0.9649	－

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）

直近日（2025年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
2024年7月末日	0.982056	－	0.9821	－
8月末日	0.963453	－	0.9635	－
9月末日	0.947408	－	0.9474	－
10月末日	12	－	0.9755	－
11月末日	14	－	0.9739	－
12月末日	14	－	0.9931	－
2025年1月末日	16	－	0.9909	－

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

直近日（2025年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
2024年7月末日	0.978827	－	0.9788	－
8月末日	5	－	0.9532	－
9月末日	5	－	0.9496	－
10月末日	6	－	0.9862	－
11月末日	8	－	0.9834	－
12月末日	10	－	1.0136	－
2025年1月末日	16	－	1.0141	－

②【分配の推移】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）

	１口当たりの分配金（円）
2024年7月22日～2025年1月21日	－

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）

	１口当たりの分配金（円）
2024年7月22日～2025年1月21日	－

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

	１口当たりの分配金（円）
2024年7月22日～2025年1月21日	－

③【収益率の推移】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）

	収益率（%）
2024年7月22日～2025年1月21日	△4.0

（注）収益率は期間騰落率です。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）

	収益率（%）
2024年7月22日～2025年1月21日	△1.7

（注）収益率は期間騰落率です。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

	収益率（%）
2024年7月22日～2025年1月21日	0.1

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）

	設定口数	解約口数
2024年7月22日～ 2025年1月21日	1,000,000	0

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）設定口数には、当初設定口数を含みます。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）

	設定口数	解約口数
2024年7月22日～ 2025年1月21日	16,583,771	2,019,998

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）設定口数には、当初設定口数を含みます。

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

	設定口数	解約口数
2024年7月22日～ 2025年1月21日	10,721,664	1,993,024

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜＜参考情報＞＞

データの基準日:2025年1月31日

安　定　型

基準価額・純資産の推移 《2024年7月22日～2025年1月31日》

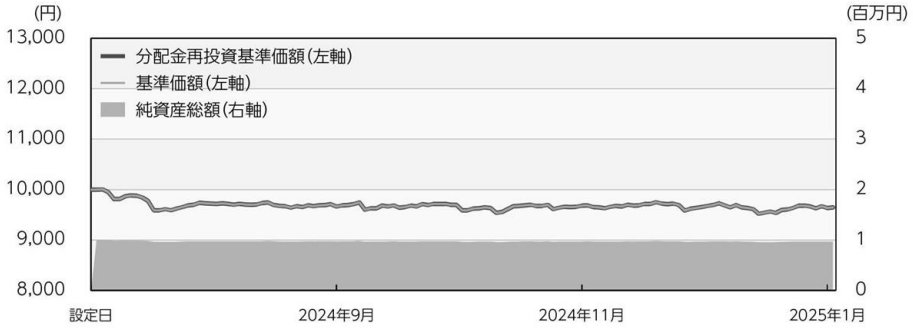

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年7月22日)

分配の推移(税引前)

基準日現在、分配実績はありません。

主要な資産の状況

■組入銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	18.16
2	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	16.71
3	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	13.82
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	9.66
5	VANGUARD S&P 500 ETF	8.90
6	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	4.43
7	ISHARES BROAD USD HIGH YIELD CORPORATE BOND ETF	2.99
8	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	2.06
9	One国内小型株オープン(FOFs用)(適格機関投資家限定)	0.75
10	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド	0.42

年間収益率の推移(暦年ベース)

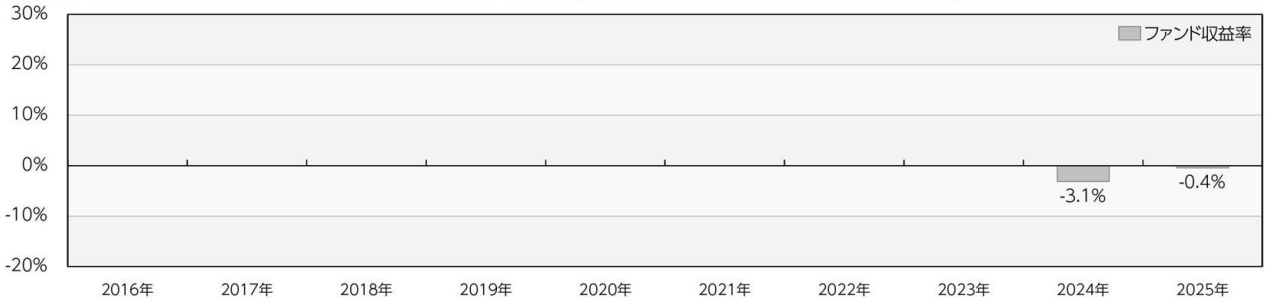

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2024年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年1月31日

バ ラ ン ス 型

基準価額・純資産の推移 《2024年7月22日～2025年1月31日》

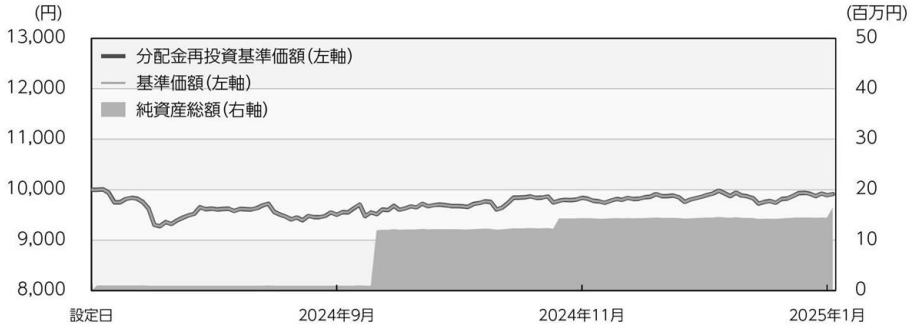

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年7月22日)

分配の推移(税引前)

基準日現在、分配実績はありません。

主要な資産の状況

■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	25.17
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	16.06
3	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	13.68
4	VANGUARD S&P 500 ETF	9.41
5	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	3.96
6	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	3.66
7	HEALTH CARE SELECT SECTOR SPDR FUND	1.94
8	UTILITIES SELECT SECTOR SPDR FUND ETF	1.47
9	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド	0.87
10	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.80

年間収益率の推移(暦年ベース)

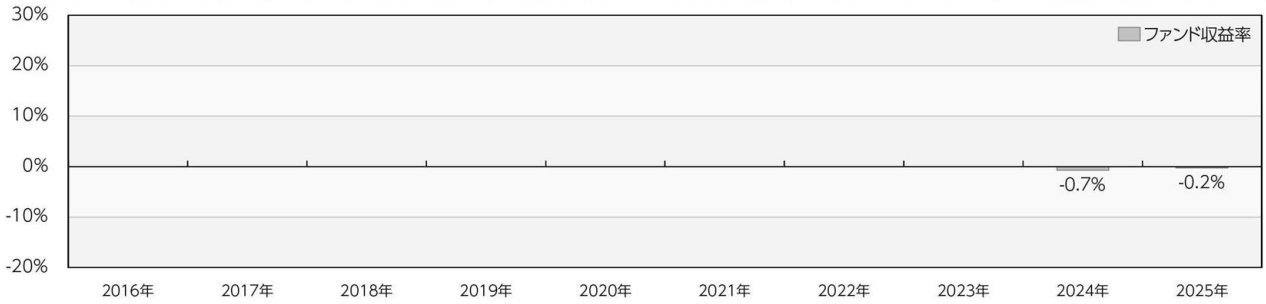

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2024年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年1月31日

積　極　型

基準価額・純資産の推移 《2024年7月22日～2025年1月31日》

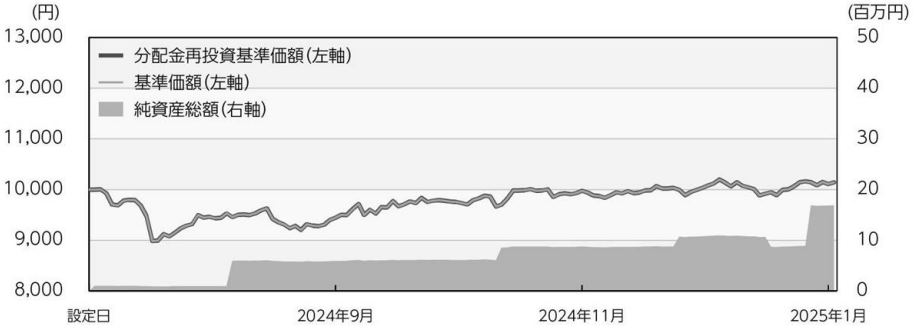

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年7月22日)

分配の推移(税引前)

基準日現在、分配実績はありません。

主要な資産の状況

■組入上位10銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	30.30
2	VANGUARD S&P 500 ETF	19.39
3	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	14.80
4	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.96
5	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	5.03
6	HEALTH CARE SELECT SECTOR SPDR FUND	2.43
7	UTILITIES SELECT SECTOR SPDR FUND ETF	1.80
8	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド	1.48
9	REAL ESTATE SELECT SECTOR SPDR FUND	0.76
10	ENERGY SELECT SECTOR SPDR FUND	0.74

年間収益率の推移(暦年ベース)

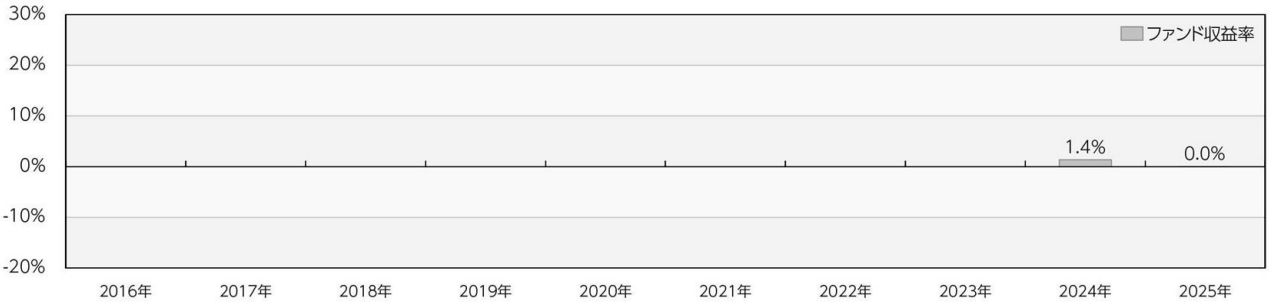

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2024年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

当初自己設定

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3％（税抜3.0％）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

当初自己設定

委託会社は自らが指定する口座を経由して、当初自己設定にかかる発行価額の総額を受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込みます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して7営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
上場投資信託証券	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
内国投資信託証券	計算日の前営業日の基準価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2024年7月22日（設定日）から原則として2045年6月28日までです。

※下記(5)その他 イ．償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年6月29日から翌年6月28日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2025年6月30日までとします。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ.償還規定

a.委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにおいて信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下ロ. 信託約款の変更等c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。

i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL　https://www.am-one.co.jp/）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ.運用報告書

・委託会社は、毎年6月28日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL　https://www.am-one.co.jp/）

４【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2024年7月22日から2025年1月21日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年3月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　稲 葉　　宏 和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）の２０２４年7月２２日から２０２５年1月２１日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）の２０２５年1月２１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２４年7月２２日から２０２５年1月２１日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

１【財務諸表】

【マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	30,125
コール・ローン	45,664
投資信託受益証券	163,694
親投資信託受益証券	727,733
流動資産合計	967,216
資産合計	967,216
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	96
未払委託者報酬	6,732
流動負債合計	6,828
負債合計	6,828
純資産の部	
元本等	
元本	1,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△39,612
（分配準備積立金）	－
元本等合計	960,388
純資産合計	960,388
負債純資産合計	967,216

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
営業収益	
受取配当金	1,607
受取利息	68
有価証券売買等損益	△8,019
為替差損益	2,985
営業収益合計	△3,359
営業費用	
受託者報酬	96
委託者報酬	6,732
その他費用	29,425
営業費用合計	36,253
営業利益又は営業損失（△）	△39,612
経常利益又は経常損失（△）	△39,612
中間純利益又は中間純損失（△）	△39,612
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	－
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△39,612

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期中間計算期間 自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。市場価格のない有価証券については、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
１．　期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,000,000円 －円 －円
２．　受益権の総数	1,000,000口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は39,612円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。

	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9604円 (9,604円)

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年3月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　稲 葉　　宏 和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）の２０２４年7月２２日から２０２５年1月２１日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）の２０２５年1月２１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２４年7月２２日から２０２５年1月２１日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	462,154
コール・ローン	2,023,570
投資信託受益証券	2,907,878
親投資信託受益証券	8,978,352
流動資産合計	14,371,954
資産合計	14,371,954
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,396
未払委託者報酬	59,437
その他未払費用	111
流動負債合計	60,944
負債合計	60,944
純資産の部	
元本等	
元本	14,563,773
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△252,763
（分配準備積立金）	－
元本等合計	14,311,010
純資産合計	14,311,010
負債純資産合計	14,371,954

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
営業収益	
受取配当金	8,092
受取利息	3,627
有価証券売買等損益	146,019
為替差損益	254,696
営業収益合計	412,434
営業費用	
受託者報酬	1,396
委託者報酬	59,437
その他費用	40,591
営業費用合計	101,424
営業利益又は営業損失（△）	311,010
経常利益又は経常損失（△）	311,010
中間純利益又は中間純損失（△）	311,010
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	59,012
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,010
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,010
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	583,771
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	583,771
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△252,763

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期中間計算期間 自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。市場価格のない有価証券については、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
１．　期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,000,000円 15,583,771円 2,019,998円
２．　受益権の総数	14,563,773口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は252,763円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。

	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9826円 (9,826円)

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年3月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　稲 葉　　宏 和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）の２０２４年7月２２日から２０２５年1月２１日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）の２０２５年1月２１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２４年7月２２日から２０２５年1月２１日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	216,246
コール・ローン	2,394,031
投資信託受益証券	2,958,910
親投資信託受益証券	5,181,160
流動資産合計	10,750,347
資産合計	10,750,347
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,970,901
未払受託者報酬	1,030
未払委託者報酬	45,402
その他未払費用	29
流動負債合計	2,017,362
負債合計	2,017,362
純資産の部	
元本等	
元本	8,728,640
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,345
（分配準備積立金）	－
元本等合計	8,732,985
純資産合計	8,732,985
負債純資産合計	10,750,347

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
営業収益	
受取配当金	12,363
受取利息	1,593
有価証券売買等損益	228,264
為替差損益	146,891
営業収益合計	389,111
営業費用	
受託者報酬	1,030
委託者報酬	45,402
その他費用	38,792
営業費用合計	85,224
営業利益又は営業損失（△）	303,887
経常利益又は経常損失（△）	303,887
中間純利益又は中間純損失（△）	303,887
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	37,670
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,793
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,793
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	321,665
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	321,665
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,345

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期中間計算期間 自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。市場価格のない有価証券については、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
１．　期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	9,721,664円
期中一部解約元本額	1,993,024円
２．　受益権の総数	8,728,640口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期中間計算期間末 2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0005円 （10,005円）

（参考）
「マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）」は、「Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」投資信託証券、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド」受益証券、「グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券及び「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべてこれらの証券であります。
同投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

	2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,092,758,231
株式	584,323,848,370
派生商品評価勘定	7,710,810
未収配当金	777,315,393
前払金	163,300,000
差入委託証拠金	811,476,039
流動資産合計	600,176,408,843
資産合計	600,176,408,843
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	198,799,420
未払解約金	172,860,000
流動負債合計	371,659,420
負債合計	371,659,420
純資産の部	
元本等	
元本	123,797,100,467
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	476,007,648,956
元本等合計	599,804,749,423
純資産合計	599,804,749,423
負債純資産合計	600,176,408,843

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年1月21日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	122,470,721,942円
同期中追加設定元本額	22,377,757,795円
同期中一部解約元本額	21,051,379,270円
元本の内訳	
ファンド名	
ＭＨＡＭスリーウェイオープン	234,935,632円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン	2,313,399,640円
たわらノーロード　国内株式＜ラップ専用＞	5,494,073,863円
Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド	34,548,493,185円
ＤＩＡＭ国内株式パッシブ・ファンド	4,623,290,930円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	1,766,612円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	7,624,240円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	18,359,951円
グローバル８資産ラップファンド（安定型）	22,133,733円
グローバル８資産ラップファンド（中立型）	21,327,804円
グローバル８資産ラップファンド（積極型）	9,314,618円
たわらノーロード　ＴＯＰＩＸ	3,617,578,992円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	2,107,369,858円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	50,470,587円
たわらノーロード　バランス（標準型）	421,654,373円
たわらノーロード　バランス（積極型）	796,531,638円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	2,701,402円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	203,464,429円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	568,995,541円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	500,939,939円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	693,993,838円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	494,284円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	2,227,980円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	41,381,077円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	11,626,890円

たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	22,574,181円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	26,773円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	745,346円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	538,642円
ＤＩＡＭ国内株式インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	32,584,832,189円
Ｏｎｅグローバルバランス	105,392,870円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	907,852,724円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	3,296,539,855円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	4,083,204,747円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	248,664,609円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	861,051,606円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	1,065,824,512円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	25,142,933円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	967,311,894円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	12,368,768円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	258,478,733円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	326,821,886円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	595,002,065円
投資のソムリエ	6,160,346,557円
クルーズコントロール	177,807,243円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞	811,528,044円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	374,200,639円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	1,410,096,913円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型	198,984,398円
リスク抑制世界８資産バランスファンド	512,911,237円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	101,123,201円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	53,790,209円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	2,019,246円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	195,970,554円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	658,286,721円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	85,998,373円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	228,955,300円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	80,054,715円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	58,539,436円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	35,778,280円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	758,010,720円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	9,853,433円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	1,493,946円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	37,541,651円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	62,281円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	344,551円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	331,449円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	4,900,475円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	210,186円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	236,595円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	754,292円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	76,162,151円
日本株４０・外債６０配分戦略ファンド２０２１－０７（適格機関投資家限定）	349,581,656円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	165,362円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	74,541,566円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２２－１０（適格機関投資家限定）	348,375,615円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	301,815円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２４－０５（適格機関投資家限定）	352,319,455円
ＡＭＯｎｅ　ＴＯＰＩＸインデックスファンド２０２５－０１（適格機関投資家限定）	330,120,738円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	118,366,418円
ＡＭＯｎｅマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	3,806,397円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	19,345,874円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	100,754,643円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	439,815円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	3,170,094円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	28,296,685円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	59,540,484円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,183,584円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	8,880,028円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,835,897円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	77,308円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	41,359円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	958,571円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	204,557,462円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	342,359,040円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,081,002,518円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	8,584,282円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	12,135,554円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	109,216,909円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	22,904,682円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	50,296円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	93,441,249円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,785,216円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	19,986,264円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	42,422,703円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	59,321,079円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	14,436,872円

ＤＩＡＭ国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,167,313円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	22,045,680円
コア資産形成ファンド	9,446,067円
ＭＨＡＭトピックスファンド	736,199,742円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	41,490,241円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	2,385,135,848円
ＭＨＡＭ日本株式パッシブファンド［適格機関投資家限定］	3,063,489,921円
計	123,797,100,467円
２．　受益権の総数	123,797,100,467口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月21日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2025年1月21日現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	16,914,670,000	－	16,723,785,000	△190,885,000
合計	16,914,670,000	－	16,723,785,000	△190,885,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年1月21日現在

1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.8451円 （48,451円）

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

	2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	11,223,233,598
コール・ローン	1,250,058,863
株式	1,796,878,745,198
投資信託受益証券	2,503,592,646
投資証券	30,169,632,861
派生商品評価勘定	310,016,903
未収配当金	919,491,301
差入委託証拠金	15,117,515,752
流動資産合計	1,858,372,287,122
資産合計	1,858,372,287,122
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	104,304,006
未払解約金	83,130,000
流動負債合計	187,434,006
負債合計	187,434,006
純資産の部	
元本等	
元本	180,737,032,407
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,677,447,820,709
元本等合計	1,858,184,853,116
純資産合計	1,858,184,853,116
負債純資産合計	1,858,372,287,122

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年1月21日現在
1．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	169,524,090,969円
同期中追加設定元本額	29,175,420,390円
同期中一部解約元本額	17,962,478,952円

元本の内訳	
ファンド名	
ＤＩＡＭ外国株式パッシブ・ファンド	3,927,651,937円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	1,127,962円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	5,835,985円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	14,566,427円
グローバル８資産ラップファンド（安定型）	14,132,112円
グローバル８資産ラップファンド（中立型）	16,325,582円
グローバル８資産ラップファンド（積極型）	7,389,438円
たわらノーロード　先進国株式	73,501,206,852円
たわらノーロード　先進国株式＜為替ヘッジあり＞	2,866,894,326円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	1,012,630,649円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	70,491,026円
たわらノーロード　バランス（標準型）	761,063,487円
たわらノーロード　バランス（積極型）	1,150,425,677円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	1,335円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	39,269,139円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	274,961,221円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	330,762,632円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	547,927,410円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	1,447円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	477,519円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	18,300,185円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	6,599,145円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	16,597,030円
たわらノーロード　全世界株式	8,112,660,092円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	12,329円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	218,685円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	129,732円
ＤＩＡＭ外国株式インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	58,850,219,895円
Ｏｎｅ　ＤＣ　先進国株式インデックスファンド	3,842,503,527円
Ｏｎｅグローバルバランス	50,102,106円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	115,675,642円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	645,328,024円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	948,259,027円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	59,794,856円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	177,548,697円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	204,307,986円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	15,593,152円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	600,069,666円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	108,251,992円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	124,369,862円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	159,964,516円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	287,142,859円
投資のソムリエ	6,192,507,983円
クルーズコントロール	41,856,114円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞	815,684,436円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	179,432,288円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	319,997,669円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型	545,469,047円
リスク抑制世界８資産バランスファンド	1,407,970,404円
ワールドアセットバランス（基本コース）	114,219,508円

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	221,958,487円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	74,191,064円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	39,192,435円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	5,539,940円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	196,992,966円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	158,320,334円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	392,659,786円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	109,375,258円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	80,082,384円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	42,708,091円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	26,176,150円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	182,455,857円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	7,125,633円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	27,589,437円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	44,557円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	325,990円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	358,155円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	8,026,059円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	171,490円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	66,906円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	883,669円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	13,478,420円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	222,085円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	15,098,364円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	242,500円
ＭＳＣＩコクサイ・インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	214,675,698円
ＤＩＡＭ外国株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	13,310,655円
ＤＩＡＭ外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	967,188,926円
外国株式パッシブ・ファンド２（適格機関投資家限定）	1,019,597,728円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	118,855,054円
ＡＭＯｎｅマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	1,548,102円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	3,995,195円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	566,001円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	3,185,277円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	13,645,440円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	28,711,769円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,053,392円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,425,488円

ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	683,452円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	24,903円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	19,931円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	693,484円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	65,965,584円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	144,688,838円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	521,795,568円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	20,726,217円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	17,579,268円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	105,674,879円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	3,676,588円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	109,084円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	30,035,543円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	3,272,083円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	9,667,333円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	13,637,615円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	28,600,201円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	13,414,331円
コア資産形成ファンド	5,738,267円
たわらノーロード　先進国株式（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	2,605,365,277円
ＭＨＡＭ外国株式インデックスファンド	127,320,009円
たわらノーロード　先進国株式（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞	916,457,131円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	1,450,859,742円
ＭＨＡＭ外国株式パッシブファンド［適格機関投資家限定］	2,151,053,720円
計	180,737,032,407円
２．　受益権の総数	180,737,032,407口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月21日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年1月21日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	991,689,221	－	992,758,229	1,069,008
アメリカ・ドル	867,638,000	－	867,813,696	175,696
イギリス・ポンド	10,456,380	－	10,538,302	81,922
オーストラリア・ドル	16,649,256	－	16,725,108	75,852
カナダ・ドル	13,486,625	－	13,478,875	△7,750
ユーロ	83,458,960	－	84,202,248	743,288
合計	991,689,221	－	992,758,229	1,069,008

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．　換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2025年1月21日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引				
先物取引				
買建	28,310,168,601	－	28,514,812,490	204,643,889
合計	28,310,168,601	－	28,514,812,490	204,643,889

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年1月21日現在
1口当たり純資産額	10.2812円

（1万口当たり純資産額）	（102,812円）

ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	1,382,523
コール・ローン	421,953
株式	458,156,511
投資信託受益証券	35,102,198
未収配当金	81,192
流動資産合計	495,144,377
資産合計	495,144,377
負債の部	
流動負債	
未払金	888,234
流動負債合計	888,234
負債合計	888,234
純資産の部	
元本等	
元本	354,704,075
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	139,552,068
元本等合計	494,256,143
純資産合計	494,256,143
負債純資産合計	495,144,377

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年1月21日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	527,616,656円
同期中追加設定元本額	76,162,877円
同期中一部解約元本額	249,075,458円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード　ＮＡＳＤＡＱ１００	354,701,567円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	2,508円
計	354,704,075円
２．　受益権の総数	354,704,075口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月21日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期

	間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3934円 （13,934円）

グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	13,043,313
コール・ローン	39,502,016
株式	4,817,452,934
未収配当金	374,059
流動資産合計	4,870,372,322
資産合計	4,870,372,322
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	－
負債合計	－
純資産の部	
元本等	
元本	1,905,927,830
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,964,444,492
元本等合計	4,870,372,322
純資産合計	4,870,372,322
負債純資産合計	4,870,372,322

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年1月21日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,987,304,577円
同期中追加設定元本額	92,952,407円
同期中一部解約元本額	174,329,154円
元本の内訳	
ファンド名	
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	1,555円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	55,223円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	42,337円
Ｏｎｅグローバル中小型長期成長株ファンド＜ＤＣ年金＞	1,048,663,458円
Ｏｎｅグローバル中小型長期成長株ファンド	593,862,805円
グローバル中小型株式クオリティグロースファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	263,302,452円
計	1,905,927,830円
２．　受益権の総数	1,905,927,830口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月21日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.5554円 (25,554円)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,421,247,820
国債証券	425,304,479,550
地方債証券	25,768,621,149
特殊債券	24,492,573,141
社債券	20,952,818,200
未収利息	890,521,535
前払費用	50,475,295
流動資産合計	499,880,736,690
資産合計	499,880,736,690
負債の部	
流動負債	
未払解約金	204,837,000
流動負債合計	204,837,000
負債合計	204,837,000
純資産の部	
元本等	
元本	415,791,922,353
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	83,883,977,337
元本等合計	499,675,899,690
純資産合計	499,675,899,690
負債純資産合計	499,880,736,690

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年1月21日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	455,432,455,816円
同期中追加設定元本額	277,856,963,759円
同期中一部解約元本額	317,497,497,222円
元本の内訳	
ファンド名	
ＤＩＡＭ国内債券パッシブ・ファンド	31,532,308,222円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	44,590,897円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	88,729,570円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	50,019,514円
グローバル８資産ラップファンド（安定型）	558,672,868円
グローバル８資産ラップファンド（中立型）	248,210,332円
グローバル８資産ラップファンド（積極型）	25,376,126円
たわらノーロード　国内債券	20,530,409,946円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	8,113,889,963円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	1,794,670,138円
たわらノーロード　バランス（標準型）	3,994,001,092円
たわらノーロード　バランス（積極型）	616,930,445円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	184,403,621円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	2,557,743,852円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	3,098,884,897円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	814,945,920円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	243,747円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	58,135,455円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	22,961,386円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	191,878,457円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	9,865,980円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	62,284円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	16,586円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	109,815円
ＤＩＡＭ国内債券インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	12,523,359,152円
Ｏｎｅグローバルバランス	285,793,018円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	12,626,761,718円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	19,029,577,795円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	9,077,882,549円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	2,658,044,245円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	3,025,564,009円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	612,437,155円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	90,751,810円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	3,493,217,908円

マネックス資産設計ファンド　エボリューション	4,772,050円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	5,927,994,749円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	2,745,857,566円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	589,081,234円
投資のソムリエ	55,632,023,602円
クルーズコントロール	718,631,893円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞	7,334,801,046円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	8,564,451,694円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	3,142,987,553円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型	11,587,896,406円
リスク抑制世界８資産バランスファンド	29,913,043,789円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	414,869,353円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	219,166,985円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	117,690,942円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	1,772,687,109円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	6,970,549,199円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	10,833,825,530円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	6,959,208,196円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	624,150,657円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	238,822,045円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	146,381,057円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	3,786,860,710円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	39,820,317円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	175,472,064円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	253,439円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	1,202,686,427円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	1,206,879,441円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	788,417,229円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	726,831,094円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	1,190,663,035円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	3,068,261,224円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	2,072,419,777円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	833,467,028円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	2,106,530,510円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	1,977,337,610円
ＤＩＡＭ国内債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	8,978,922,807円
Ｏｎｅコアポートフォリオ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	42,158,175円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	1,069,134,801円
ＡＭＯｎｅマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	201,232,629円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	262,099,951円
Ｏｎｅ収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅡ（適格機関投資家限定）	82,625,295円

Ｏｎｅ収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅢ（適格機関投資家限定）	85,373,971円
Ｏｎｅ収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅣ（適格機関投資家限定）	82,365,873円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	2,004,839,123円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	28,650,797円
ＡＭＯｎｅコアポートフォリオ・プラス戦略ファンド（適格機関投資家限定）	16,647,602円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	139,922,224円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	98,043,963円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	20,997,557円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	54,895,794円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	29,231,512円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	423,811円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	252,868円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,927,475円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,252,072,083円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,117,452,602円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,455,677,960円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	53,089,605円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	125,121,718円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,352,845,225円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	94,434,994円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	619,809円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,027,221,543円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	27,967,025円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	164,995,144円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	233,130,087円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	407,694,222円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	194,719,990円
ＤＩＡＭ国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	49,704,185円
コアサテライト戦略ファンド（適格機関投資家限定）	2,250,989円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	324,325,773円
コア資産形成ファンド	137,138,051円
たわらノーロード　国内債券＜ラップ専用＞	15,579,562,319円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	35,782,473,626円
ＭＨＡＭ日本債券パッシブファンド［適格機関投資家限定］	26,444,569,731円
ＭＨＡＭ動的パッケージ４資産ファンド［適格機関投資家限定］	165,866,412円
計	415,791,922,353円
２．　受益権の総数	415,791,922,353口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月21日現在

１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2017円 （12,017円）

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

	2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	853,833,657
コール・ローン	985,971,220
国債証券	268,456,962,724
派生商品評価勘定	1,089,480
未収利息	2,288,793,209
前払費用	242,773,289
流動資産合計	272,829,423,579
資産合計	272,829,423,579
負債の部	
流動負債	
未払解約金	40,160,000
流動負債合計	40,160,000
負債合計	40,160,000
純資産の部	
元本等	
元本	111,932,248,421
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	160,857,015,158
元本等合計	272,789,263,579
純資産合計	272,789,263,579
負債純資産合計	272,829,423,579

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年1月21日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	107,724,806,722円
同期中追加設定元本額	24,903,039,663円
同期中一部解約元本額	20,695,597,964円
元本の内訳	
ファンド名	
ＤＩＡＭ外国債券パッシブ・ファンド	6,685,121,412円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	1,342,501円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	9,714,778円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	29,296,524円
グローバル８資産ラップファンド（安定型）	16,817,237円
グローバル８資産ラップファンド（中立型）	27,172,577円
グローバル８資産ラップファンド（積極型）	14,862,622円
たわらノーロード　先進国債券	23,238,199,691円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	4,179,565,205円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	74,774,451円
たわらノーロード　バランス（標準型）	475,968,696円
たわらノーロード　バランス（積極型）	120,265,581円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	16,479,133円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	940,761,842円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	1,797,101,157円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	954,140,882円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	728,857,704円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	1,657,096円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	11,947,367円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	166,342,767円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	30,252,166円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	27,010,489円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	66,500円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	745,740円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	420,126円

ＤＩＡＭ外国債券インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	6,992,657,737円
Ｏｎｅ　ＤＣ　先進国債券インデックスファンド	2,874,805,868円
Ｏｎｅグローバルバランス	146,885,959円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	761,720,874円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	2,642,102,545円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	3,251,181,357円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	374,868,751円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	841,799,155円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	854,701,889円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	24,768,040円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	952,077,302円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	17,134,851円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	155,013,865円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	167,564,257円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	288,696,433円
クルーズコントロール	526,635,033円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	225,130,824円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	1,123,789,382円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	987,272,498円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	183,724,538円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	752,891,100円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	5,002,600円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	44,897,448円
ＤＩＡＭパッシブ資産分散ファンド	833,893,256円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	412,937,222円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	412,723,337円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	146,110,453円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	248,212,808円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	589,496,093円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	1,048,522,662円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	196,290,298円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	286,393,496円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	199,962,909円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	650,186,464円
ＤＩＡＭ為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	5,707,915,656円
ＤＩＡＭ外国債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	1,360,971,935円
外国債券パッシブファンド（適格機関投資家限定）	2,507,684,212円
ＡＭＯｎｅマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	35,070,972円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	38,873,138円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	688,682,474円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限	273,021,078円

定）	
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	191,393,258円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	10,249,092円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	17,846,882円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,698,267円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	51,788円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	124,668円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,926,169円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	962,649,117円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,119,430,307円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,173,275,910円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	43,149,023円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	85,408,223円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	883,117,852円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	168,971,527円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	151,379円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	125,148,722円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	113,648,179円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	158,959,445円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	28,993,277円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	52,172,301円
コア資産形成ファンド	22,352,187円
たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	855,897,715円
たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞	13,648,893,815円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	5,895,370,274円
ＭＨＡＭ外国債券パッシブファンド［適格機関投資家限定］	5,986,214,031円
計	111,932,248,421円
２．　受益権の総数	111,932,248,421口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月21日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引

	における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年1月21日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	299,999,000	－	301,088,480	1,089,480
アメリカ・ドル	172,646,000	－	172,680,960	34,960
オフショア・人民元	37,468,000	－	37,722,002	254,002
ユーロ	89,885,000	－	90,685,518	800,518
合計	299,999,000	－	301,088,480	1,089,480

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．　換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.4371円 (24,371円)

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

	2025年1月21日現在
資産の部	
流動資産	
預金	499,363,599
コール・ローン	256,697,872
国債証券	268,925,824,363
派生商品評価勘定	1,440,781,838
未収入金	1,456,351
未収利息	1,782,849,223
前払費用	891,272,658
流動資産合計	273,798,245,904
資産合計	273,798,245,904
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	112,828,687
未払金	105,182,392
未払解約金	85,141,000
流動負債合計	303,152,079
負債合計	303,152,079
純資産の部	
元本等	
元本	239,489,496,802
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	34,005,597,023
元本等合計	273,495,093,825
純資産合計	273,495,093,825
負債純資産合計	273,798,245,904

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年7月22日 至　2025年1月21日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年1月21日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	216,626,319,101円
同期中追加設定元本額	150,652,847,156円
同期中一部解約元本額	127,789,669,455円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード　先進国債券＜為替ヘッジあり＞	14,569,327,171円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	1,751,682,494円
たわらノーロード　バランス（標準型）	5,850,533,384円
たわらノーロード　バランス（積極型）	3,376,121,031円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	53,303,228円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	2,034,079,695円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	2,472,960,946円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	458,303,604円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	173,393円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	2,865,549円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	23,676,898円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	239,823,999円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	20,810,461円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	91,804円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	249,816円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	900,360円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	89,331円
投資のソムリエ	83,726,750,835円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞	11,029,240,527円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型	15,172,817,228円
リスク抑制世界８資産バランスファンド	39,162,851,426円
ワールドアセットバランス（基本コース）	1,299,997,647円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	2,683,536,020円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	712,686,140円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	376,492,368円

リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	154,101,023円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	2,663,559,227円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	14,016,665,253円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	7,314,050,529円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	984,576,025円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	410,263,807円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	251,456,529円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	68,496,892円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	8,656,927円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	434,752円
外国債券パッシブファンド２（為替フルヘッジ）（適格機関投資家限定）	18,094,934,114円
先進国債券パッシブファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	7,641,271,933円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	1,607,382,705円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	43,075,538円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	270,660,791円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	29,486,169円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	173,959,801円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	307,277,510円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	429,821,922円
計	239,489,496,802円
２．　受益権の総数	239,489,496,802口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月21日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年1月21日現在		

	契約額等（円）	うち １年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	274,008,136,336	－	272,680,183,185	1,327,953,151
アメリカ・ドル	130,025,652,553	－	129,348,733,474	676,919,079
イギリス・ポンド	14,223,235,831	－	13,873,019,666	350,216,165
イスラエル・シュケル	937,532,559	－	951,543,545	△14,010,986
オーストラリア・ドル	3,309,696,582	－	3,313,042,687	△3,346,105
オフショア・人民元	30,910,491,094	－	30,995,931,590	△85,440,496
カナダ・ドル	5,360,628,494	－	5,294,537,810	66,090,684
シンガポール・ドル	1,039,926,448	－	1,037,299,391	2,627,057
スウェーデン・クローナ	469,688,721	－	466,093,033	3,595,688
デンマーク・クローネ	601,429,606	－	598,579,685	2,849,921
ニュージーランド・ドル	739,435,426	－	741,235,220	△1,799,794
ノルウェー・クローネ	436,850,425	－	435,177,615	1,672,810
ポーランド・ズロチ	1,476,263,211	－	1,478,833,891	△2,570,680
マレーシア・リンギット	1,391,675,850	－	1,380,517,100	11,158,750
メキシコ・ペソ	2,067,182,245	－	2,070,017,676	△2,835,431
ユーロ	81,018,447,291	－	80,695,620,802	322,826,489
合計	274,008,136,336	－	272,680,183,185	1,327,953,151

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．　換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年1月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1420円 （11,420円）

Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

「Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」は、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）」が投資対象とする国内投資信託であります。
「Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」について、現時点で監査済み財務諸表を入手できていないため、財務情報は掲載しておりません。

以下は、当該ファンドの運用会社より提供を受けた組入資産の状況であります。

2025年1月21日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	新光小型株マザーファンド	149,363	1,075,906	
親投資信託受益証券　合計		149,363	1,075,906	
合計			1,075,906	

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	965,294円
Ⅱ　負債総額	370円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	964,924円
Ⅳ　発行済数量	1,000,000口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9649円

マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	16,749,910円
Ⅱ　負債総額	313,427円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,436,483円
Ⅳ　発行済数量	16,586,836口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9909円

マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	16,844,208円
Ⅱ　負債総額	4,709円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,839,499円
Ⅳ　発行済数量	16,604,981口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0141円

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	618,792,111,583円
Ⅱ　負債総額	1,114,187,164円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	617,677,924,419円
Ⅳ　発行済数量	124,030,299,212口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.9801円

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,875,350,684,245円
Ⅱ　負債総額	152,382,216円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,875,198,302,029円
Ⅳ　発行済数量	181,459,605,778口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	10.3340円

ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	502,277,408円
Ⅱ　負債総額	1,535,715円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	500,741,693円
Ⅳ　発行済数量	362,380,439口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3818円

グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	4,961,954,330円
Ⅱ　負債総額	0円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,961,954,330円
Ⅳ　発行済数量	1,911,761,873口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5955円

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	438,830,372,143円
Ⅱ　負債総額	1,965,441,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	436,864,931,143円
Ⅳ　発行済数量	364,717,097,309口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1978円

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	273,074,861,549円
Ⅱ　負債総額	3,409,205,003円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	269,665,656,546円
Ⅳ　発行済数量	111,240,731,890口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4242円

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	273,907,253,693円
Ⅱ　負債総額	822,950,809円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	273,084,302,884円
Ⅳ　発行済数量	238,259,769,727口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1462円

Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,101,108円
Ⅱ　負債総額	11円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,101,097円
Ⅳ　発行済数量	1,116,013口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9866円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年1月31日現在）

資本金の額　　20億円

発行する株式総数※　　100,000株

（普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）

発行済株式総数　　40,000株

（普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年1月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年1月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,521,319,928,368
追加型株式投資信託	758	17,499,384,399,502
単位型公社債投資信託	22	34,546,612,794
単位型株式投資信託	193	1,022,246,213,515
合計	999	20,077,497,154,179

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２３日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　谷　川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉　　宏　和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第38期 （2023年3月31日現在）		第39期 （2024年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		33,770		41,183
金銭の信託		29,184		28,143
未収委託者報酬		16,279		19,018
未収運用受託報酬		3,307		3,577
未収投資助言報酬		283		315
未収収益		15		6
前払費用		1,129		1,510
その他		2,377		2,088
流動資産計		86,346		95,843
固定資産				
有形固定資産		1,127		1,093
建物	※1	1,001	※1	918
器具備品	※1	118	※1	130
リース資産	※1	7	※1	5
建設仮勘定		－		39
無形固定資産		5,021		4,495
ソフトウエア		3,367		2,951
ソフトウエア仮勘定		1,651		1,543
電話加入権		2		0
投資その他の資産		9,768		8,935
投資有価証券		182		184
関係会社株式		5,810		4,447
長期差入保証金		775		768
繰延税金資産		2,895		3,406
その他		104		128
固定資産計		15,918		14,524
資産合計		102,265		110,368

（単位：百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	－	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1　2,400		※1　899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		―	
特別利益計		4		―
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		―	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	―		※2　231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回又は２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回又は４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

（損益計算書関係）

※1．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
受取配当金	2,393	895

※2．減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	―
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	―
資産計	29,186	29,186	―

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	―
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	―
資産計	28,145	28,145	―

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	33,770	―	―	―
(2) 金銭の信託	29,184	―	―	―
(3) 未収委託者報酬	16,279	―	―	―
(4) 未収運用受託報酬	3,307	―	―	―
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	―	1	―	―
合計	82,540	1	―	―

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	41,183	―	―	―
(2) 金銭の信託	28,143	―	―	―
(3) 未収委託者報酬	19,018	―	―	―
(4) 未収運用受託報酬	3,577	―	―	―
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	―	1	―	―
合計	91,923	1	―	―

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	－	29,184	－	29,184
(2) 投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	29,186	－	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	－	28,143	－	28,143
(2) 投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	28,145	－	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3．事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産	（百万円）	（百万円）
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	－	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－	－
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1．結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2．企業結合日

2016年10月1日

3．企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4．結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5．企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6．合併比率

「3．企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7．交付した株式数

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8．経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9．取得企業を決定するに至った主な根拠

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10．会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3．企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	7,474	未払手数料	1,579
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	13,932	未払手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２２日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重	俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉	宏　和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
流動資産計		89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウエア		3,011
ソフトウエア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
固定資産計		13,188
資産合計		102,548

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2　1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
営業収益計		64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
営業費用計		43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	※1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
一般管理費計		9,933
営業利益		11,075

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

（3）中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

	場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物　…　685百万円 器具備品　…　609百万円 リース資産　…　4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
※1. 減価償却実施額	有形固定資産　…　76百万円 無形固定資産　…　713百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財産）の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日みなし株主総会	普通株式 A種種類株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式 A種種類株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）有価証券	0	0	－
（2）金銭の信託	31,850	31,850	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
資産計	31,852	31,852	－

（注）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	－	0	－	0
金銭の信託	－	31,850	－	31,850
投資有価証券				
その他有価証券	－	0	－	0
資産計	－	31,852	－	31,852

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

（有価証券関係）

第40期中間会計期間末
（2024年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区　分	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	－	－	－
小計	－	－	－
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1.結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4.結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8.経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

（注）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4％から49.9％に引き上がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約　　款

追加型証券投資信託
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法
(1)投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度
①主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券(＊1)」といいます。）を通じて実質的に国内株式、世界株式(＊2)、国内債券、世界債券(＊3)、国内ＲＥＩＴ、世界ＲＥＩＴ、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を適宜変更します。なお、上記のほか、短期金融資産等に直接投資する場合があります。
（＊1）すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。
（＊2）新興国の株式を含みます。
（＊3）国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、ＭＢＳを含みます。
②基準価額の変動リスク(＊4)を年率5%程度として、基準価額の上昇をめざします。
※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率5%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。
（＊4）価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。
③各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。
④指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。
⑤組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。
⑥ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限
①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
②デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
④指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として

それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞
第1条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞
第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

＜信託の目的および金額＞
第3条　委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

＜信託金の限度額＞
第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞
第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から2045年6月28日までとします。

＜受益権の取得申込みの勧誘の種類＞
第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞
第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜受益権の分割および再分割＞
第8条　委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞
第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といい

ます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第13条　委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当

該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託の一部解約の請求と同時に、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込みに応じないことができるものとします。

⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第38条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第38条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券
ロ. 金銭債権
ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

第17条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げる別に定める投資信託証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜利害関係人等との取引等＞

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、

受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞
第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞
第20条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜公社債の借入れの指図および範囲＞
第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

＜特別な場合の外貨建有価証券への投資制限＞
第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外国為替予約取引の指図＞
第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜信託業務の委託等＞
第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第27条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第28条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10％以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第30条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第31条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

第32条　この信託の計算期間は、原則として毎年6月29日から翌年6月28日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年6月30日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

第33条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

第34条　信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の額および支弁の方法＞

第35条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第36条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第37条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第38条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第38条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第39条　受益者が、収益分配金について第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第40条　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

第41条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認め

る場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。

以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜信託期間の延長＞

第49条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

第50条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜公告＞

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用状況にかかる情報の提供＞

第52条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

＜質権口記載または記録の受益権の取扱い＞

第53条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

（附則）

第1条　この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年7月22日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
委託者　アセットマネジメントOne株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
受託者　みずほ信託銀行株式会社

約　款　付　表

1. 約款第13条第4項および第5項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

2. 運用の基本方針、約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
国内投資信託証券	ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　日経平均高配当株５０指数連動型上場投信
国内投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ジャパン高配当利回りＥＴＦ
国内投資信託証券	グローバルＸ　ＭＳＣＩ　スーパーディビィデンドー日本株式　ＥＴＦ
国内投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　日本株最小分散ＥＴＦ
国内投資信託証券	Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
親投資信託	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国投資信託証券	バンガード・Ｓ＆Ｐ５００　ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国バリューＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国高配当株式ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥバリューＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国スモールキャップ・バリューＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル　バリュー　ファクターＥＴＦ
親投資信託	ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド
外国投資信託証券	バンガード・米国グロースＥＴＦ
外国投資信託証券	インベスコ　ＮＡＳＤＡＱ１００　ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥグロースＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国スモールキャップ・グロースＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥ　ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国クオリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル・クオリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国モメンタム・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル・モメンタム・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・スモールキャップＥＴＦ
外国投資信託証券	一般消費財セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	生活必需品セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	エネルギー・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	金融セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	資本財セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	テクノロジー・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	ヘルスケア・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	公益事業セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	素材セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	不動産セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
親投資信託	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
親投資信託	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
親投資信託	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

外国投資信託証券	バンガード・米国短期債券ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国短期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国中期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国長期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・超長期米国債ＥＴＦ
親投資信託	エマージング債券パッシブ・マザーファンド
外国投資信託証券	ヴァンエックＪ．Ｐ．モルガンＥＭ現地通貨建て債券ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国短期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国中期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国長期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ブロード米ドル建てハイイールド社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ０－５年ハイイールド社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	シュワブ米国ＴＩＰｓ ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ 米国ＭＢＳ ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国モーゲージ担保証券ＥＴＦ
親投資信託	Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド・マザーファンド
親投資信託	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国投資信託証券	アバディーン・ブルームバーグ全商品ストラテジーＫ‐１フリーＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
親投資信託	ＤＩＡＭマネーマザーファンド

約　　款

追加型証券投資信託
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法
(1)投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度
①主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券(＊1)」といいます。）を通じて実質的に国内株式、世界株式(＊2)、国内債券、世界債券(＊3)、国内ＲＥＩＴ、世界ＲＥＩＴ、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を適宜変更します。なお、上記のほか、短期金融資産等に直接投資する場合があります。
（＊1）すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。
（＊2）新興国の株式を含みます。
（＊3）国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、ＭＢＳを含みます。
②基準価額の変動リスク(＊4)を年率8%程度として、基準価額の上昇をめざします。
※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率8%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。
（＊4）価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。
③各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。
④指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。
⑤組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。
⑥ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限
①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
②デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
④指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として

それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞
第1条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞
第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

＜信託の目的および金額＞
第3条　委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

＜信託金の限度額＞
第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞
第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から2045年6月28日までとします。

＜受益権の取得申込みの勧誘の種類＞
第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞
第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜受益権の分割および再分割＞
第8条　委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞
第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といい

ます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第13条　委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当

該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託の一部解約の請求と同時に、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込みに応じないことができるものとします。

⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第38条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第38条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券
ロ. 金銭債権
ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

第17条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げる別に定める投資信託証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜利害関係人等との取引等＞

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、

受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞
第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞
第20条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜公社債の借入れの指図および範囲＞
第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

＜特別な場合の外貨建有価証券への投資制限＞
第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外国為替予約取引の指図＞
第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜信託業務の委託等＞
第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第27条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第28条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10％以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第30条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第31条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

第32条　この信託の計算期間は、原則として毎年6月29日から翌年6月28日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年6月30日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

第33条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

第34条　信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の額および支弁の方法＞

第35条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第36条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第37条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第38条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第38条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第39条　受益者が、収益分配金について第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第40条　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

第41条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認め

る場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。

以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜信託期間の延長＞

第49条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

第50条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜公告＞

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用状況にかかる情報の提供＞

第52条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

＜質権口記載または記録の受益権の取扱い＞

第53条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

（附則）

第1条　この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年7月22日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
委託者　アセットマネジメントOne株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
受託者　みずほ信託銀行株式会社

約　款　付　表

1. 約款第13条第4項および第5項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

2. 運用の基本方針、約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
国内投資信託証券	ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　日経平均高配当株５０指数連動型上場投信
国内投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ジャパン高配当利回りＥＴＦ
国内投資信託証券	グローバルＸ　ＭＳＣＩ　スーパーディビィデンドー日本株式　ＥＴＦ
国内投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　日本株最小分散ＥＴＦ
国内投資信託証券	Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
親投資信託	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国投資信託証券	バンガード・Ｓ＆Ｐ５００　ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国バリューＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国高配当株式ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥバリューＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国スモールキャップ・バリューＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル　バリュー　ファクターＥＴＦ
親投資信託	ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド
外国投資信託証券	バンガード・米国グロースＥＴＦ
外国投資信託証券	インベスコ　ＮＡＳＤＡＱ１００　ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥグロースＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国スモールキャップ・グロースＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥ　ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国クオリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル・クオリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国モメンタム・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル・モメンタム・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・スモールキャップＥＴＦ
外国投資信託証券	一般消費財セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	生活必需品セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	エネルギー・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	金融セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	資本財セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	テクノロジー・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	ヘルスケア・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	公益事業セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	素材セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	不動産セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
親投資信託	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
親投資信託	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
親投資信託	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

外国投資信託証券	バンガード・米国短期債券ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国短期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国中期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国長期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・超長期米国債ＥＴＦ
親投資信託	エマージング債券パッシブ・マザーファンド
外国投資信託証券	ヴァンエックＪ．Ｐ．モルガンＥＭ現地通貨建て債券ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国短期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国中期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国長期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ブロード米ドル建てハイイールド社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ０－５年ハイイールド社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	シュワブ米国ＴＩＰｓ ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ 米国ＭＢＳ ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国モーゲージ担保証券ＥＴＦ
親投資信託	Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド・マザーファンド
親投資信託	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国投資信託証券	アバディーン・ブルームバーグ全商品ストラテジーＫ‐１フリーＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
親投資信託	ＤＩＡＭマネーマザーファンド

約　　款

追加型証券投資信託
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法
(1)投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度
①主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券(＊1)」といいます。）を通じて実質的に国内株式、世界株式(＊2)、国内債券、世界債券(＊3)、国内ＲＥＩＴ、世界ＲＥＩＴ、コモディティ等の各資産に分散投資を行い、それぞれの配分比率を適宜変更します。なお、上記のほか、短期金融資産等に直接投資する場合があります。
（＊1）すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。
（＊2）新興国の株式を含みます。
（＊3）国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、ＭＢＳを含みます。
②基準価額の変動リスク(＊4)を年率11％程度として、基準価額の上昇をめざします。
※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率11％程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。
（＊4）価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。
③各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。
④指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。
⑤組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行う場合があります。
⑥ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限
①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
②デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
④指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として

それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）
約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞
第1条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞
第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

＜信託の目的および金額＞
第3条　委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

＜信託金の限度額＞
第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞
第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から2045年6月28日までとします。

＜受益権の取得申込みの勧誘の種類＞
第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞
第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜受益権の分割および再分割＞
第8条　委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞
第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といい

ます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第13条　委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当

該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託の一部解約の請求と同時に、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込みに応じないことができるものとします。

⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第38条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第38条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券
ロ. 金銭債権
ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

第17条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げる別に定める投資信託証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜利害関係人等との取引等＞

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、

受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞
第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞
第20条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜公社債の借入れの指図および範囲＞
第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

＜特別な場合の外貨建有価証券への投資制限＞
第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外国為替予約取引の指図＞
第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜信託業務の委託等＞
第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第27条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第28条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10％以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第30条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第31条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

第32条　この信託の計算期間は、原則として毎年6月29日から翌年6月28日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年6月30日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

第33条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

第34条　信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の額および支弁の方法＞

第35条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第36条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第37条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第38条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第38条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第39条　受益者が、収益分配金について第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第40条　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

第41条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認め

る場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。

以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜信託期間の延長＞

第49条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

第50条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜公告＞

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用状況にかかる情報の提供＞

第52条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

＜質権口記載または記録の受益権の取扱い＞

第53条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

（附則）

第1条　この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年7月22日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
委託者　アセットマネジメントOne株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
受託者　みずほ信託銀行株式会社

約　款　付　表

1. 約款第13条第4項および第5項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）
追加型証券投資信託　マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）

2. 運用の基本方針、約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
国内投資信託証券	ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　日経平均高配当株５０指数連動型上場投信
国内投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ジャパン高配当利回りＥＴＦ
国内投資信託証券	グローバルＸ　ＭＳＣＩ　スーパーディビィデンドー日本株式　ＥＴＦ
国内投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　日本株最小分散ＥＴＦ
国内投資信託証券	Ｏｎｅ国内小型株オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
親投資信託	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国投資信託証券	バンガード・Ｓ＆Ｐ５００　ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国バリューＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国高配当株式ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥバリューＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国スモールキャップ・バリューＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル　バリュー　ファクターＥＴＦ
親投資信託	ＮＡＳＤＡＱ１００インデックス・マザーファンド
外国投資信託証券	バンガード・米国グロースＥＴＦ
外国投資信託証券	インベスコ　ＮＡＳＤＡＱ１００　ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥグロースＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国スモールキャップ・グロースＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　ＥＡＦＥ　ミニマム・ボラティリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国クオリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル・クオリティ・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　米国モメンタム・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ　ＭＳＣＩ　インターナショナル・モメンタム・ファクターＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・スモールキャップＥＴＦ
外国投資信託証券	一般消費財セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	生活必需品セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	エネルギー・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	金融セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	資本財セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	テクノロジー・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	ヘルスケア・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	公益事業セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	素材セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
外国投資信託証券	不動産セレクト・セクター　ＳＰＤＲ　ファンド
親投資信託	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
親投資信託	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
親投資信託	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

外国投資信託証券	バンガード・米国短期債券ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国短期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国中期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲポートフォリオ米国長期国債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・超長期米国債ＥＴＦ
親投資信託	エマージング債券パッシブ・マザーファンド
外国投資信託証券	ヴァンエックＪ．Ｐ．モルガンＥＭ現地通貨建て債券ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国短期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国中期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国長期社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ブロード米ドル建てハイイールド社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ ０－５年ハイイールド社債ＥＴＦ
外国投資信託証券	シュワブ米国ＴＩＰｓ ＥＴＦ
外国投資信託証券	iシェアーズ 米国ＭＢＳ ＥＴＦ
外国投資信託証券	バンガード・米国モーゲージ担保証券ＥＴＦ
親投資信託	Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド・マザーファンド
親投資信託	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国投資信託証券	アバディーン・ブルームバーグ全商品ストラテジーＫ‐１フリーＥＴＦ
外国投資信託証券	ＳＰＤＲゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
親投資信託	ＤＩＡＭマネーマザーファンド